

第3章：精神疲弊期(1995年以降)

◎概略図：この章の位置づけ

第一節：1995年3月6日——再度の労基法2条2項違反の一撃→95年以降の健康被害の起因と岡短責任

第二節：その後の労基法違反と不法行為→病気に関する学校責任問題の補足

第三節：精神の疲弊から死の危険への遭遇→健康被害の実状＝95年以降病気診断上資料

第四節：97年度諸事件と岡短辞職への医師勧告

→辞職に至る岡短責任実証と計画的強制労働疑惑への調査要求

第五節：労基法違反後遺症症候群

→病気全体の本質・原因が岡短労基法被害後遺症症候群（PTSD）、岡短起因心身症の吟味

第六節：病気に関する岡短外要因の検討。

→映画・TV説が事実であった場合の岡短責任と賠償計算方程式

◎概略図：この章の位置づけ



この章の課題は、

①死の危険を伴い仕事不可能となった(大きな賠償対象と考えられる)精神疲弊が、1995年3月の労基法2条2項違反を巡る激論を契機に、精神の疲弊・破壊に結びついた経緯を実証すること。

②1997年11月の無法・暴力学生事件から、医者からの勧告による岡短辞職への経緯と岡短責任を明確にし、賠償義務(最低でも岡短労災申請義務)を実証すること。

③1995年以降の労基法違反・不法行為による損失額の支払いを求めること。

④岡短を舞台に計画的に私への犯罪が行われた疑惑を記し、運営権者・管理権者のみならず、国が絡んだ学校である以上、国会・政府にも、調査の要請と必要時に刑事告発を要請すること。

第一節：1995年3月6日——再度の労基法2条2項違反の一撃

→95年以降の健康被害の起因と岡短責任

《◇－1：奇跡の意識回復：気力・知力・腕力の回復》

1993年10月大吐血のショックを契機に気力・知力・思考力が奇跡的に——若しくは激しい鬱病時には電気ショックが必要な場合があるが、大吐血が同様のショックとなったか——回復した。

入院途中から徐々に文献が読めだす。退院後も食事は減量を止め、1993年入院前よりも増大しているにも拘わらず、身体が急にすばみ元の身体に戻る。運動を一切せずに、1994年春頃には、90～93年頃に全くなくなっていった腕力が急に回復した。

ただし、1989年以前のことは覚えているのに、90～93年のことは余り記憶にないばかりか、岡短での過去の労基法違反・不法行為等の被害を忘れたような状態となり、岡短が永久の職場という感覚になっていた。岡短での専任が空気の如く当たり前と感じ、それ以外のことが頭にないという感情になっていた。

【参考－1】

そこで、岡短専任までの間に（岡短専任までの収入源として）大手予備校等で金を稼ぐ準備と、岡短で専任になったときに備えて岡短専用教材の本格化を急いだ。まず本命の（管理職職員と数人の学生からの要望で開始した）岡短専用教材固めに集中した。同時に、プリント印刷や閉じる作業などのサービス残業で94年度も1日も休みなし、かつ岡短関連時間は家での準備や（学生100人以上に配付する）プリントを閉じる作業を含めれば1日平均13時間以内ということはない。その後に超大手に打って出るために私自身の英語力を向上させる計画をたてた。しかし、またもやその後の労基法違反などにより精神に疲弊を来し、後者の達成は阻止された。

【参考－1】1994年に気力が回復するや、同年夏に90～93年のことを主として教材的観点から整理しようと考えても、93年のことさえ十分思い出せず、記録の断片・写真に写っている日付・教材等への走り書きを見て教材用のデータベース「旅行管理」等を記したり、岡短後期教材『旅に心を求めて』作成時には一緒にこの間旅行した友人（某中学校教頭・04年現在某小学校校長）に何度も電話したりして、当時の状況を再現した覚えがある。

95年頃であったと思うが、同年代の知人・水島朝徳現早大法学部教授が広大教授になったのを見て、「彼が広大教授で私が労働省系短期大学専任講師というの、人生の洒落であれ面白いのか」などと一人で苦笑いをしていたこともあった。94年度は過去の経緯を忘れて岡短のために献身したが、95年3月の労基法違反以降、岡短から再度「足抜き」をしたいと徐々に考え始めた。問題は他の仕事を完全に封じられていたか、若しくはそう思われることが続出して行われたため、「足抜き」準備が長引き、その間に病気が再発・進行し不可能となった。

岡短が永久の職場という感覚から完全に目覚めたのは、1997年5月のMK課長の「専任そんなものなれる訳ない」、「第一、君を首にすることは簡単なんだよ」と首脅しと取れる発言後からである。岡短を翌98年にはまず解雇されようと考えたときである。

同時にそれ以後は、「何故私がこんな労働条件の悪い所にいるのか、何故こんなにやり甲斐も社会的意義もない所にいるのか。また、場違いではないか。何故今まで超膨大なサービス労働をしてきたのか」と考え始め、（専任確約等の）詐欺被害にあったと目覚めたような感覚となった。

99年現在、万一能力が完全復活し、体力も完全復活し、精神が完全に正常に戻れば、たとえ専任でもあの労働条件では岡短の専任になる気は全くない。あの賃金と学生・学校の勉強への真摯な姿勢の欠如、私の岡短へ費やす元手・投資や、盆正月も含め年中休みなしとを天秤にかけると、貢ぎ労働はもう御免である。

《◇－2：再度の労基法2条2項違反》

1994年度は、何故か学生が真面目だったような記憶がある。

ところが、95年3月6日に、またも労基法2条2項（労働契約の遵守）違反が勃発する。95年度より週2日と口頭で労働契約をかわし、その後に学校長印のある労働契約書（3月1日付）まで送付されてきた後で、3月6日にFJ氏から変更理由も告げずに週1日になると電話での一方的通告があった。私が生活問題から労働契約遵守を要求したにも拘わらず、「今まで（年収40万円台）で生活できたなら今後もできないはずがない」の繰り返しで、激論の挙げ句に電話は切られた。年収90万円くらいが40万円台になったことを意味する。

これは打診ではなく労働契約違反である。打診なら私はこの時点で100%労働契約を遵守してもらいたい。変更は生活上不可能と明確に主張した後で、週1日にすると言われ電話は打ち切りとなっているからである。よってこの時点で労働契約違反（犯罪）があった。（万引きをし、バレーで捕まってから、今からお金を払うので、私はお客であり犯罪者ではない、が通用しないのと同様である。）かつ、言い方が強硬なことも怒りに拍車をかけたが、第1章と第2章に述べた経緯が更に怒りに火をつけた。重要なポイント

はこの労基法違反により、後に見るようにこれを契機として明白に精神の疲弊が一発で起こっていることである。95年3月6日当時の日記によれば、頭の痺れが7時間起こった記述がある。これは生まれて初めての症状である。(そのときの日記をコピーし、附属資料3-Aに掲載している。)

尚、この事件が契機で体調悪化が起こったことは、第1章と第2章から出てくる論理から、写真他のマクロの資料から、そしてシミュレーション上からも明白である。更にこの証明を、1995年3月全体のミクロの日程表の記録から、次に94～97年の流れのマクロの記録から、更に98年辞職後の私の労基法違反被害後遺症候群の実例から吟味する。

次に、この時期の全体概況を記せば、1995年3月6日から「頭の痺れの初症状」が開始し、翌7日も同症状が見られ、以降こうした現象が続発してくる。尚、3月9日になり、労働契約違反を撤回するとの電話が入ったが、この間の激論(事実上の喧嘩)により、学生に対する事務員・職員と私の連携は不可能となったことは常識である。これと同時に94年度と異なり、95年度学生が89年に類似し、乱れ始める。

この労基法違反を契機に今度は98年辞職までに、体重は痩せに転じ、退職時には約55キロまで痩せ、内蔵はむかつき軽い吐き気、胸焼け・不快感が始終起こり、精神面は頭の麻痺、「自己意思分裂(対立)現象」、「自己意思急転現象」、「頭の痺れや白紙化状態」が車運転中にも起こり、約6度交通事故死の危険に遭遇し(第三節参照)、ついに一度は本当に事故に遭う。

この事故は、私の実家から約500メートルしか離れていない所で起きたにも拘わらず、事故直前に記憶喪失状態になっており、事故現場が分からないという始末であった。また訳の分からぬ「文章書き抑制不可能現象」も起こる。

更にはテレビがこちらを見ているとか、女優の西田ひかるが私にアプローチをテレビの中からしている{通常は「妄想」と解される事項}も第三節で述べているように進行していった。(TV・映画説云々は第六説で論じる。)

勿論、労基法違反や不法行為は1995年3月6日のみではなく、第二節に記述した如くその後も続発し、それが学生の行動にも悪影響を与える中で、それらに併せて私の病状も、巻末の附属資料1の写真の如く、写真から見ても分かるように激痩せとなっていった。

私自身は岡短辞職まで、大吐血のみに頭が向き、自分の精神に異変が起きていることは、1990～93年も、95年以降も全く気づいていなかった。十二指腸潰瘍、せいぜい自律神経失調症のみに目が向いていた。これらの精神異変に気づいたのは、岡短に医療費までも拒否され、友人の勧めで岡短・「事業団」との闘争、少なくとも社会告発や関連教材づくりを98年に開始し、同時に交渉文書作成途中で主治医とのカウンセリングを通じ、同年秋頃から病気の主体は内臓より精神であると明確に感じ始めた。

2010年10月に医学的に再考すると、1989年度の労基法違反・不法行為により自律神経失調症、ホルモン異常、鬱病関連病気、更にPTSDになった可能性が高い。

そして95年3月6日の労基法違反で、PTSD再発、自律神経失調症再発、心身症の再発・深化が起こったと推測される。これにより、内臓面は不快感(吐き気とも何とも言えぬ奇妙な現象)、胃酸過多現象、胸焼け、激しい倦怠感、過去経験のない諸アレルギー……が起こる。精神面では今度は鬱病ではなくストレスから精神疲弊が進行し、精神の高揚と疲弊、寒さ・暑さの繰り返し(ひどかった1996年には白血球12000以上のときもあった)、心臓のドキドキ現象等々が起こり、更には自己意思に反する無用文書書き抑制不可能現象、記憶喪失現象、自己意思対立現象等々へと深化していった。岡短と病気の因果関係は、岡短を辞職するや以下の如く、体調が一気に改善をしたことから明白である。

病院行きなどを迷う範囲の内臓悪化は、九七年度は推計約九五(軽度一九〇)日以上であったが、岡短辞職後は(日程表の記録を計算すると)二〇〇〇年～〇二年が年平均五～九(軽度三五～三九日)、〇三～〇五年は年平均一～二(同一〇～一六日)となり、即病院へというような状態はほとんど影を潜め、八九年末～九八年二月迄が嘘のような奇跡的な回復を遂げた。精神面は自己意思に反した無用文書書きなどは九四年＝六枚、九五年＝六五枚、九六年＝八五三枚、九七年＝一一七五枚が、岡短を辞職するや九八年＝七〇枚と大きく減少した。しかし、岡短による不当交渉問題後から年平均六一五枚前後で推移している。もし、おかしなパッチテストと称した犯罪行為がなければ、九八年以降は徐々に減り、相当早い時期にほぼ〇枚に近づいたと想像される。

(斜め字箇所一拙著『閉じた窓には日は昇る』原稿版・第四編より。)

なお、2010年10月15日頃からは、PTSDの併発が本質の一つではないかとも考え始めている。89年度にPTSDを患ったとすれば、89年以降の病気症状は完全に理解可能となる。同時に1995年3月6日のFJ氏の件で一気に精神に異変を起こしたことも理論上解析可能となる。後に記す岡短辞職後の精神乱れ反応も同様に理解可能となる。更に、労基法違反文書を記すときは常に精神乱れが大きく起こっていることを、日々記している健康の記録より実証できる。(最近多少緩和傾向にあるが。)

【参考―2】この心身症がいつ再発したかは、論理や記憶でなく、また医師が岡短因果と明白に言われたがそれも無視し、純粋に記録からたどった。1994 年から99年末までのみでも、記録は毎日の①「日程表」=2000 頁、これをまとめ補足した②「日程一覧」=約 100 頁、更に延々とコメントした③「覚書」「危害の記録」=約 2300 頁、④ Field Work 関連の記録=229 頁(確認)、⑤学生配付教材の中で英語関連では『求め続けて』=186 頁、『旅に心を求めて』=152 頁(これ以外に 97 年に収録から外した例の第 16 章が 18 頁)、その他の「補助プリント」=100 頁余り、政経関連では『生命への畏敬』=200 頁余り、⑥友人・知人宛への手紙など=数 100 頁を記しており、これら合計約6000頁をたどり、精神異変の起点が明確に95年3月6日を契機に起こっていることが分かった。

分かったというより明白すぎる記録が残っていた。95年3月の詳細な記録を《◇―3》にまとめ掲載するがそれからも実証できる。迷う余地なく95年3月6日から今日の異変は勃発していた。再度言う迷いの余地はない。

更には 98 年岡短辞職以降に起こった事件と医師に症状の報告をしていたものを 99 年に分析する作業から吟味した。これは第五節に掲載しているが、ここからは明白に労基法違反被害後遺症症候群（PTSD）となっていることが 99 年 9 月に判明した。もはや、確定という言葉を使用しても問題はない。PTSD併発が、私の分析通りならば、症状面からのみではなく理論面からも、95年3月6日を契機に病状が再発したことは明白である。

1995 年 3 月 6 日の電話がどの程度の衝撃だったのかを、以下99年に記した『恐るべき労基違反』をそのまま再録（誤字脱字は今回修正）することにより実証する。

F J氏が労基法 2 条 2 項違反の通告してきたときに、**しつこく言った言葉が「今まで週 1 日（2 勤=200 分で年収約 40 万円該当）で生活できたのだから、週 2 日（4 勤=400 分）と労働契約を結んでもそれを 1 日（2 勤=200 分）にしても生活できない訳はないでしょう」**であった。

これに対して、私が「生活できない」と何度繰り返しても、変更理由を正式に告げることもなく、彼も同じことを何度も強硬に繰り返すのみであった。そして、結論として週 2 日の労働契約を守るという言動なしに電話は切られた。

まず、言おう。今まで生活できた訳がない。

週 1 日で年収 40 万円台である。40 歳の人間が年収 40 万円台では生活できる訳なく、(99年当時)80 歳の老いた母親の年金と内職に寄生して生活しており、生活は今までもできておらず、(教師を中途退職した)故父のわずかな貯金や姉への借金等で食いつないでいたのである。

年収 40 万円台とは生活保護よりも低い。国民年金の掛金十数万円、通院費などの医療費年約 10 万円、いつ入院か分からぬため止められない生命保険の掛金 8 万円強、また田舎のため通勤用の車（膨大な教材運搬のためには車通勤が不可欠）の維持費・車税・任意保険料・車検積立金で 20 万円以上等々を合わせると、授業に関する事実上の義務的経費のみで 50 万円を超える。その上で教材関連の元手も必要である。

しかも第 1 章での投資（貢ぎ）や、第 2 章で記したように 92 年 3 月にも労基法 2 条 2 項違反で大被害を受けていた。その他の労基法違反や不法行為だらけ、そして専任確約で招聘され、働き盛りに 10 年に及ぶこうした生活の中で、またもの労基法 2 条 2 項違反である。また、他の仕事をできなくしたのは誰か。

即ち、第 2 章で記した 89 年 3 月の岡短不法行為のために商売道具の頭が使い物にならなくされ、更に 92 年 3 月の労基法 2 条 2 項違反のせいで河合塾などを棒にふり、同時に十二指腸潰瘍再発させられた疑いが強く、入院、大吐血で再入院……となり、生活できなくさせたのは誰かということである。今までも岡短の犯罪（労基法違反等）のために、老いた親に寄生して生きており、今まで生活できたのでなく、できていなかったということである。それらを抜きにしても、私の方が労働契約を遵守している以上、私が心から同意しない限り、岡短には労働契約を遵守する義務があった。

それ以前の 92 年 3 月にしても、95 年 3 月の労基法違反と同様に、何故労働契約変更理由を一切連絡・相談してこないのが引っ掛かっている。私の憶測であるが、92 年同様に英語講師が一人は私の浜田であり、もう一人は女性の浜田であったため、見間違えなどでダブルクロス（二重契約）したことを疑っている（【参考―3】参照）。だが、理由を一切言わないため不明である。

95 年の 2 月には岡短からの年収倍増（即ち年収 80 万円台）を当てにして、88～89 年頃に構想を練っていた岡短用後期教材『旅に心を求めて』14 章作成のため、タイへの旅行の申込みを既にしており、それを F J 氏に言っても通用しない。

尚、私の旅は旅行でなく、出張旅行よりもまだ激しい文献を読むに等しい修練の場その物である。食事山中でパン 2 つとパックの牛乳 1 つのような旅である。それ以上に Field Work の道中を教材にするため旅行記やメモを記し続け、早朝から深夜まで思考し続け、更に現地では本屋その他で資料を買いまくる完全な Field Work である。拙著『旅に心を求めて』他を読んでもらえば分かる。しかもこのテキストは岡短を主人公に作成し、私が自費出版しないのは岡短や事業団（現「機構」）の宣伝になるためできなかったのである。

ところで、過去の如く課長が大きなミスをしたときには誰に訴えるか。課長本人に言えば、首の脅しとも取れることを 97 年度には言われる。では最高責任者の校長か。このグループの校長はMK課長の言動

ではお飾りだそうである。MK課長の言うお飾りとの会見は、病気で氣力がなくなっていた時期に専任確約の再確認でYK課長に校長との会談を求めると、「そりゃ、まずい」で拒否される。98年1月には、暴力学生の件とMK課長による（テキスト代金）賃金不払等々の相談と、そして私の体調悪化による辞職等の相談をするため、校長との会談を求めてアポイントメントまで取っていたにも拘わらず、話し合いに来たのは校長に代わって、後に述べる問題だらけのMK課長本人という始末であった。「機構」本部に行くと言えば、第5章で記すように、うまく阻止された。

【参考—3・ダブルクロスの場合の取扱い】

職員が、浜田という女性の英語講師に週1日（2齣=200分）と言ひ、私（浜田）にも週2日（4齣=400分）と契約し、契約書まで送付してしまったが、本当は女性の浜田が週1日（2齣=200分）であり、私も週1日（2齣=200分）であり、ミスをしたとしよう。まず素直にその趣旨を私ともう一人の浜田という人に詫言ひと同時に伝える。そして、生活に支障なく何とかするかどうかが尋ねる。どちらかが可能ならば問題はない。もし、両浜田が無理と言ったならば、そのときには「事業団」に報告し、週2日（4齣=400分）の授業予定を分割し週3日（6齣=600分）とする等々の対策を検討することである。労働契約は生活がかかっている、生きるための契約である。社会権というより生存権に近く、憲法に権利と義務の両方が記されている。なお、岡短に専任で招聘された以上、英語類は私が全部担当するのが筋であった。専任確保のため、経済学・法学などの講師探しを私がしてきた経緯から言っても。

因みに、東京の水槽掃除のバイトですら、私が契約を結んでいた日を相手が変更し、私が行けなくなっても賃金を全額支払っている。この老いた管理人の小父さんがこうした場合の労基法上の支払義務などを知っているはずがない。ただ、この人は苦勞しており、約束の金が私に入らなかったならば、生活が大変であろうという人権意識を持っていた。労働省所管の岡短で労基法違反に遭ひ、救済相談をしても一切返答してこない（厚生）労働省の役人は文献で労働問題のみ知っており、人の苦しみを知らないのではなかろうか。岡短職員は労基法も人の苦しみも両方知らない。両方とも学問である。労基法条文を学ぶことも学問なら、マザー・テレサの言う如く「この世にどのような苦しみがあるか」を知ること学問である。労働省職員が「労働問題でこの世にどのような苦しみがあり、どのように人が苦しんでいるか」を知っていれば、（厚生）労働省から無回答ということはなかったはずである。確かに忙しいかもしれないが、自分の所管の大学が犯した罪である。

教育界のヤクザな職業・駿台で翌年度4月以降の私の時間数を、労働契約以前の11月か12月の早い時期に打診したことが何度かある。部長にしても、予備校生の動向については政経、倫社、地理、生物などは共通一次試験の難易度により生徒が大流動するため、時期的に駿台入学者予想数は分かっても、政経受講生人数は分かる訳がない。こうしたときに部長は来年から週（50分授業で）17時間±2というような返答をした。この教育界のヤクザな駿台でさえ、口頭で曖昧な形ですら言ったならば、何があってもその時間を保障する。人数が少なかった場合には、合併授業として100人授業として行う所を、50人二つに分割してでも保障・保証する、と間に入ったFK係長は私に言っていた。実際には50人所か10人台で分割したことさえあった。

労働契約は生きる権利に直轄した問題である。よりシビアに分析すれば、時間数を保証しておいて破れば、他の教師も駿台に不信感を持ち教育機関として機能不全になるという考えもある。まさにその通りである。後に記すように教育機関での労基法違反は、生きる権利を保障しないという大問題だけでなく、教師のやる気を削ぎ（他の教師に迄波及し教師全体のやる気や学校への忠誠心を削ぎ）、更に教師と学校・事務員の連携を崩壊させる。因みに、荒れている学校で、賃金遅延・賃金不払を何度もすれば学校は崩壊する。そして、岡短は事実上もう崩壊していた。ミスの根本は、はっきりいって、学校を良くしようという観点が全くないことが本質である。まさに親方日の丸型体質である。

FJ氏は、96年後半頃には私の友人AS先生との会話を通じて、「私アホですねん」的な雰囲気私に相当みせつけ、その後はミスや不法行為をしても95年3月当時に比べれば、私が怒らなくてすむような性格像を造っていった。また、FJ氏は、97年にMK課長という硬派のかつ非常勤講師を自分の部下と勘違いをした言動（若しくは労基法遊びパワハラ型人間）課長が来てからは、更に軟化した。私が辞職を余儀なくされる頃には相変わらずミスをして、私の怒りを残さぬような芝居とも言える行動をとっていた。FJ氏との授業を巡っての言い合いは数度あるが、彼が強硬な形で言ったのは95年3月6日の電話時のみである。後の言い合いに入る物は、通常の言い方であり、しかも回数も十年以上の間で数回で（内容は「HM課長他」FJ氏の上司と異なることを言ったりで問題があったが）穏やかな形での言動である。

《◆—3：1995年3月のショックと病状の開始》

1995年3月のミクロの記録を資料として詳細に掲載する。これのみでも、病気の開始は3月6日であることは明白である。93年12月から95年3月5日迄は体調悪化の記述は毎日記している日程表には存在していない。

3/6：労基法違反：契約を結んだ週2日4齣（400分）を週1日2齣（200分）に変更する（年収が半分になる）事を通告される。

→頭の痺れ初現象7時間続く：下記【参考—4】に当時3月6日と7日の日程表のメモを収録。

(PTSDの再発、少なくとも自律神経失調症再発と心身症の深化の基点)

3/7: 上記のため頭の痺れ続きで頭が物理的に機能せず

3/8: ジャストシステム→太郎ver6欠陥: 詫びと商品交換の申し出あり→この二点のため怒り無し
→精神の不安はジャストシステムと連絡がつくまであり(金銭的損失への不安)

3/9: 労基法違反の猛抗議に対して、F J氏から再度電話で労働契約文書通りにすると電話

①詫び一切なし、②捨て台詞に近い言動のみ→対岡短への超不信感=教育連携不可能となる

3/10: ジュンテンドー欠陥商品→詫びと交換申入れあり→怒りはないが精神は休まらず

3/11: (我が家発→京都へ)

3/12: タイへ出発→関空で女性職員に些細なことで激怒(過去40年この種の激怒の前例は皆無)。

私の荷物をやや粗雑程度にコンベヤーの乗せた程度。その前に多少横柄に近い言動あったかもしれないが→私にすれば前代未聞の些細な件で怒鳴る異常?精神関連破壊(若しくはPTSD)の証明

タイ着: タイで部屋の掃除がされておらず、何度催促してもされず、漸く夕方掃除される

3/13: 夜に添乗員(新日本トラベル)に騙され、カラオケ[売春ゲイ・スナック?]へ。

添乗員(新日本トラベル)が「現地の人とカラオケに行かないか」という言葉に釣られて、現地の人と接触したくて行くと、現地人どころか日本人ホストのニューハーフ(女性もいたかもしれず)関連の売春バー。当然、軽くビールを飲んで帰る。

◎深夜→原因不明の不思議な胸焼けか吐き気か判断不可能な超不快感が起こる。正確には3月14日未明から3月14日の朝にかけて。帰国を決意し、ツアーの夜間緊急連絡先に半徹夜で連絡するも留守(不信感もつ)。このとき誰かがビールに毒を入れたため体調が悪化したと当初は考えたほどに不自然に起こる。(自律神経失調症・心身症悪化か、タイ当局等の犯罪か、PTSDが更に悪化したか不明)

→深夜超不快感のため、旅行止め帰国決定。吐き気とも腹痛とも表現できぬ訳の分からぬ胸焼けと超不快感。後の1995年後半以降の不快感連続の初現象。

3/14: 朝、添乗員に帰国を申し入れる→事実上拒否される。(岡短職員型行動様式と同一)

添乗員の「他の客に迷惑など」の非常識な言動に不信感を持つ。十二指腸潰瘍が悪化・吐血の不安を感じる。病院へ行くがまだ開始前。歩くと多少体調が改善したことや、添乗員との金銭面問題から取り敢えず行ける所まで行き、悪くなればその時点で近くの病院に行き・帰国ということで決着。

→不快感はバスに乗るや軽くなるも継続。バスで揺られ、歩く度に体調やや改善へ向かう

3/14-16: 体調→車酔いでないのは、不快感がバスに乗るたびに緩和、飛行機も同様。

不快感のためツアー外ではホテルから一步も出られず、当初目的のスラム視察などは不可能となる。

→この間不快感ますます軽くなるが継続してあり。タイ旅行は往復とも機内泊抜きの旅。

3/17: 帰国大阪泊→ほぼ正常へ

3/18: (前日の大阪のホテルから)奈良・明日香見物→軽いが不快感再発

3/19-23: 我が家→軽いが不快感が治らず→日記に体調調整最重視と記している

3/24: A O医院へ。タイ旅行怒りの手記を記す

3/25: A O医院へ。タイ旅行怒りの手記→体調未だ完調ならず

→毒説のみならず、誰かが私のタイでの行動(スラム視察)等を封じ込めるため何かおこなったか等の疑問も起こる。私の旅行ではなく、他人のための旅行でかつ無料労働どころか逆に金まで取られた強制労働の犠牲かとも考える。尚、後に岡短事務室の横にタイ芸術品の飾りがあり、岡短が自己宣伝教材を私に作成させるための旅で、私の目的が全て潰された上に逆に金まで取られた強制ピンハネ労働も疑う。更に体調悪化の拷問まで加えたのかという不信感も常時でてる。

3/26: 義兄と喧嘩

→近くで食事と言われ遠方迄連れて行かれ、体調が悪く、再度吐血の恐怖に怯えているときに引き回されたことが原因である。通常ならば、義兄には何故怒ったか理解は不可能と思われる。義兄に問題は一定あったとはいえ、義兄に伝わるように怒鳴るということは家族崩壊に至る大変な事態のため通常は慎重になる。

→義兄への怒鳴りは当時気づかなかったが私の精神が既に破壊されていたか、少なくとも高揚が激しかったせいかもしれない。{関連→第2章四節の《◇-3》の資料文参照}

3/27-31: 体調未だ完全ならず。当時の日程表には体調最優先日の記述あり。

【参考-4: (資料1) 1995年3月6日と7日の日程表のメモ】→〈 〉は分かりやすくするために 99 年補足箇所。誤字・脱字等を微修正している。- 《"生活"》- の挿入のみは、再度当時の文書を解読して 04 年5月3日に挿入した。なお、当時のメモの一部を別に附属資料-3-Aにスキャナー入力し添付している。

□ 3/6 (月)「☆岡短から労働契約変更(時間数)。今日のように物理的に頭がボーとさせられたとき〈には〉仕事いろいろ換えても(新聞ファイル化など試みるが)物理的に不可能であった。軽く7時間をロスする。……岡短後日記すが今日のようなこと続けば仕事- 《"生活"》- できるかどうか不明。……岡短の tel 後作業速度〈が〉鈍る。また、18:00 頃より、

不当なことへの耐えられぬ思いとそれ以上に頭がボーッとして何もできず。特に後者の例による操作のため物理的に仕事(work)試みるが不可。約7時間失う。pm11:00迄。教訓。岡短の時間数(減)の知らせを受けて。1) 一定収入が入った場合は絶対する意味があり、できる条件がある仕事以外は引き受けない。2) ギリギリ生活ができ、仕事一定成り立つ場合は①相当良い条件の仕事か、②やりがいのある仕事以外はしないこと。そうでなければ無意識のうちに手抜きとなる。一定忙しくても、①②があればかなり無理をし、一定責任ある仕事(は)可能かもしれないが(不可能かもしれないが)①②がなければ絶対知らず知らずのうちに手抜きとなる。……(以下重要でないため略)……」

〈99年& 04 解説：→ 18:00～23:00 迄で7時間とはならないが電話直後にも別に時間をロスしていると思われる。例による操作とは88年後半～93年末にかけての吐血や歯の欠如などが何故(嘗て頑強であった)私にあんなにも起こったか当時解明できなかったため映画などの人為によるものとか、早朝に意図してないのに目が覚めることなどが不自然に起こった時期があり、それを当時(医学的に)理解できなかった現象をさす(詳細は第3章六節「病気に関する岡短外要因の検討」参照。但し88年末～93年には第3章で述べる主要な症状は一切起こっていない。95年3月にはこの頭の痺れは一過性と思い、後にどんどん進行するなどとは夢にも思っていなかったため軽い書き方しかしていないのであろう。尚 93 年末からこの日[95 年3月6日]まで頭の痺れの記録はない。93 年以前も記憶にない。上記の如く、精神異変の連続は明白に3月6日からとなっており、丹念に記録をとっている94年はそうした連続精神疲弊の記録は一切ない。)

□ 3/7 (火)：「昨日より頭ボーッとしているため、実施項目のみ記入。昨日、物理的に頭がボーッとさせられ、仕事(が)7時間手(に)つかず。+1時間は余分な事書き8 h (=時間)ロスさせられる。本日も能率が上がらず。→~~この~~責任を私が負わなければならないのだろうか。感情的に腹が立つというのではなく物理的に頭が機能せず。相当な時間ロスする」。

【参考—5：1995年3月12日からのタイ旅行体調悪化の詳細】

→現在、労基法違反被害症候群(PTSD)と考えている根拠。

- ①全体の流れ→上記95年3月全体と94～99年の流れより労基法違反起因と現在は分析している。
- ②車酔い皆無→過去、車、飛行機、船酔い等乗り物酔いは皆無である。
- ③他の海外旅行→1989年8月のシンガポールでは終始快調。91年グアム[横井庄一氏関連資料集]のフライトでも異常を経験せず。
- ④ビール暗示因果説また→食堂でビール1本程度とその後に3時間ほどおいて、同上のスナックで約1時間かけて小コップ2杯程度であり、飲むというより時間潰しをしただけであり肉体面では無害と考えられる。……
- ⑤当時の体調→機内便での仮眠がなく全てホテル泊で疲れの一番少ないツアーを選ぶ。フライトもわずか6時間余り。時差1時間という状況で東京に行くより疲れが少ないFIELD WORKであった。
- ⑥万全を期し、3か月前頃、胃の精密レントゲン等の検査をして異常なしを確認。……

よって、タイでの体調悪化は、岡短で3月6日に自律神経失調症及び心身症(場合によれば PTSD)を再発させられた後なのでその後遺症か、若しくは、本当にタイでの行動を封じるため誰かが体調悪化をさせたかのどちらかである。但し、後者の場合ですら岡短辞職までその症状が続くことはないため、タイ以外での体調悪化の加害者は岡短となる。前者の場合には全て岡短が加害者となる。

《◇—4：その後の病状の推移概要》

この後は、岡短の更なる労基法違反や不法行為も絡み、精神が一気に変調を来していく。特に1997年の不法行為と労基法違反がさらなる体調の悪化となる。内蔵面のみに関しても1993年末から1995年3月5日迄は異常なしが、95年3月6日～96年3月末迄は軽く約60日以上の変異を生じ、その症状は96年度には歩けない日も出てくるなど更に深化し、97年度にはやや下火になりかけるも、代わりに精神の変異が頻発する。

【1995年】

- 1) 5月：精神高揚：東寺で(相手に不当性があるとはいえ従来は無視するレベルで)大喧嘩で人垣ができる。大声をだしバトカーを要請したため、係員もかけつけたので、受付の人か誰かが覚えているであろう。相手の写真は撮っている[5月21日]。

【参考—6】東寺で、通常形で観光見学をしていると、堂を超えると丁度写真を撮っている人がシャッターを押し、私が邪魔をしたような形となったため、礼儀として相手に丁寧に詫言。ところが、相手がこれに対して「チェ」と言ったため、私が「入場料を払って入り、自由に歩いて良い場所を歩き、かつあなたの写真を撮っている位置は私の位置からでは死角で見える訳がなく、それでも詫言しているのに「チェ」とは失礼ではないか」と言うと、相手が文句を言った挙げ句突っ掛かってきた事件である。私の胸倉を掴んだため大声で警察を要請し人垣ができた。相手が突っ掛かってきたり、こうした状況で文句を先に言って来たりすれば、当然過去でも言い返すかやり返すが、意味不明の「チェ」レベルでは過去(99年現在)47年の人生の中で相手にはしていない。岡短の件で精神が疲弊していたと考えられる。この

ような「チェ」レベルでは教育上の視点がない限り相手にしないのが前例である。

- 2) 6月：精神高揚：学生用教材に 89、93 年の吐血が不自然に起こったため、誰かの仕業と考え、それを相当な枚数のプリントにして正面から怒りをぶつけている。心身症でも心身症と分からねば原因不明の病気で誰かの仕業と考えて怒るは当然であるが、問題はそれをプリントにして配付するという行為にある。従来ならば、数行程度ならともかく本格的な形ではない。翌年は当然没としている。精神が正常なときにはそうした物を学生向けには配付しない。
- 3) 6月末から8月にかけて、水分を取ると歯茎が削られると考え、異常とも言える水分対策を延々と講じる。《10月岡短で私財強要させられる》
- 4) 10月緊張→何故か前期に何ともない学生を見て急に心臓のドキドキ現象が起こる。誰かが催眠でもかけた如く形で。私は映画か何かで学生を出汁にして話題提供のため、本当に催眠で心臓をドキドキさせられたと考えて、授業中に怒り、「何故私がドキドキさせるのか」と学生相手にぼやいている。季節の変わり目であり、95年3月に自律神経失調症を再発させられたため自律神経失調症の可能性も高い。
- 5) 11月頃：不快感：母が購入した寿司を食べ、体調が悪化し、母が毒入り寿司を食べさせたと激怒する。その前後も内臓面で不快感など体調が悪化している。
- 6) 12月末、頭痛や不快感が連続し、ナンパ店で購入したファンヒーター原因かと考え、メーカーに調査依頼するが、メーカーからは何も言わず、代金のみ返金される（未だ原因不明）。

〔1996年〕

- 7) 妄想：1月頃から女優 N〔西田ひかる〕がテレビを通じて私にアプローチしていると強く感じ始める。軽く感じ始めた開始時期は 95 年夏前後頃からか。
- 8) 頭麻痺：同時に96年 1 月と 2 月に車を運転中に、無法車を見て頭が麻痺し、交通事故の危険に遭遇する。
《学校の方も職員の怠慢による私財提供事件と同時に、10 月後半から学生が乱れ始め、学校の正面玄関直前を暴走し人が飛び出せば即死という行為を行った学生（事実上の殺人未遂学生）や授業中エスケープ等が急に続出していた。》
- 9) 1月〔95 年 12 月頃から何回も言ったか〕学生に「お前らを扱うのは簡単も、職員に手を焼いているため何もできぬのだ。ナメルナ」など授業中に怒る。
- 10) 96 年 3 月：不快感：小豆島ツアーを申し込むや、原因不明で、体調が悪化しキャンセルする。
- 11) 4 月：緊張：原因不明で入学式に新入生を見るやドキドキ現象が起こる。
- 12) 4 月：自己意思分裂：写真撮影巡り自己意思対立現象
（私が撮影したくない日に催眠の如く行かされ、激怒している。96 年 1 月 3 日にもあり）
- 13) 6月：異常興奮：無法車に怒り正面衝突を狙うが、何故か激突せず。即死と思った日
→第三節に当時の覚書収録。
- 14) 7月：妄想：女優西田ひかるのアプローチ？に負け、実際に会いに行くことを決意。
- 15) 8月：西田ひかる妄想。
【参考一七】女優 N（西田ひかるを教材では N として記述）がテレビを通じて、冗談であるというメッセージを出したと受け取る。同時にこの女優 N のことを『旅に心を求めて』第 16 章に記し、学生に後期に配付している。翌年から当然没とし、第 16 章「旅に心を求めて―最終章・遙かなる心の旅路」全部を削除した。岡短に現在ある拙著テキスト『旅に心を求めて』（97年版）にはこの部分（第 16 章）はないが、96 年度学生にはかなり長い文で配布している。この頃の覚書に、「女性は本当は子供を産まぬ」とか「現在は仮の世で永久の世があり、永久の世からの演繹分析」として様々なことを記してもいる。更に女優西田ひかるは過去の女性友達か教え子の化身であり、誰が女優西田ひかるの本体かの分析などを何百頁も記している。第 3 章四節参照。
- 16) 9 月：一日入院（自律神経失調）：突如体調悪化、寒気から急に熱くなり、更に悪寒で 1 日入院。白血球が 12000 で盲腸か自律神経失調かと言われる。（96 年 9 月 23～24 日 T J 病院入院）
- 17) 9～11 月：内蔵超不快感：相変わらず、常識から考えれば精神を破壊されたと思われる覚書を記し続ける。また 9～11 月は超不快感が何か表現しづらい体調悪化で一步も歩けぬ日々が続く。ところが一端バスに乗るとさほど何ともない。訳の分からぬ体調が続き、私は現代科学の観点からは病気として当時は理解できず、ここから「永久の世の映画」説が更に強まる。第 3 章六節参照。
- 18) 11 月：自己意思分裂現象。自己意思分裂で自己と大喧嘩しながら、姉に借金 90 万円し『旅に心を求めて』第 8 章作成のため水俣・長崎に行く。（私は姉弟でも病気で餓死等の危険がない限り、こうした形で借金はすべきではないと猛反発をし、もう一方の自分が勝手に手紙を姉に出している。）
※西田ひかるの行動が事実の場合には第 3 章第六節参照。

[1997年]

《97 年は、更に労基法違反・不法行為が続出し、1 月の源泉徴収票のミス記述により還付金 2 万円を損しかけることから始まる》。

- 19) 1 月：頭**の白紙化・記憶喪失**：車の事故に遭遇（警察の判定では私が起こしたとなっている）。このときには（私の車修理費全部で二万円台からも分かるように）軽度の事故にも拘わらず、無法トラックを見て頭が白くなり、事故後もどこで事故を起こしたか数日間不明で、全く違う場所を農協共済（JA）などに届ける。後日、当日撮影事故現場の写真から事故は私の実家から約 500 メートル離れた場所で、過去 2000 回～5000 回以上通っている所と分かる。第三節《◇1》参照。

《岡短から突然 4 月末授業中止しレポート実施命令を出される。理由は職員はゴールデンウィーク中日（なかび）も休みたいが、学生は出席扱いにしたいとのことであつた。該当月曜日授業は金曜日の授業のリピートだけであつたが、レポートとなるとその数倍労働（レポート問題作成・採点基準・採点・記録付け作業他の事務処理……など）となるが精算はされていない。同時に、突然言われてもレポート課題も見つからず教育権介入でもある。更に、5 月の労基法 24 条賃金支払五原則違反、課長の首発言……と続くのに対応し、精神の質的悪化が起こる。》

- 20) 6 月頃→教育を巡る**自己意思の対立現象**

（自己意思 A レポートをどんどんせよ、自己意思 B レポートは安易にすべきではない。テーマ選びができぬ限り、するのは下手なコーチがプロ野球選手にバッティング技法強制と同じで、問題であるとして自己意思が大喧嘩。この誘発は岡短の 4 月レポート強要から始まる）。

- 21) 7 月頃→姉への写真代金請求での**自己意思対立現象**

（私は支払請求書等を書く時間が惜しく、放置すべきと考えているのに何故書かされるか、と怒る。覚書あり）。本格的記述は 8 月 5 日。

- 21') 7 月 4 日→レポート試験実施中、一端退出した学生が再度入室し、試験中の教室で横になり漫画を読む。この件での担当学生全員への警告文書「大学生と思えぬ異常行動についての警告等」〔「岡短補助プリント」収録〕という生活指導文書作成を余儀なくされる。同時に、7 月 11 日から私が担当している全学生に対して徹底した注意を行い続ける（生活指導）。

- 22) 97 年 11 月**無法・暴力学生**がでてくる。学校がこの学生をばったことで怒り心頭→第四節参照。

- 23) : 11 月**意思の急変現象と精神の高揚**

【参考一 8】学生と相打ちの双方の瀕死状態か死亡を願うような極端な発想も登場してくる。

意思急変現象とは、学校で何もなく思ってたと思って喜んで帰って、仮眠するや、学校で大変なことがあったと意思が急変する現象である。この自己意思急変現象が頻繁に起こりだす。精神の高揚としては、私は随所で記した如く腕力は相当強いが学生を叩きのめすのではなく、二階の窓から突き落とし、同時に私も落ち、新聞沙汰にでもならねば、この学校は改心しないという心理が随時起こってくる。

要するに、無法学生より、学校・事務員の問題があり、その上で学生が事務員の猿真似をしている以上、新聞沙汰になる程度に双方が重傷を負わねば問題は解決しないと考えていた。また、この学生が偽学生の疑いが捨てきれず、登校道中どこから襲ってきても常に対応できるように、随時構えて登下校する。母には「私から手を先に出さないが、相手はまた体当たりしてくれば、今度は半殺しにする」と言ってから毎日出かけていった。

【参考一 9】こうして、私の精神が乱れた時期ですら、生来、正義感が強いことと一本気であることなどから、私の落ち度や私の方の誤りから、学生や他人に怒ってはいない。退職後の怒りも、手記を AO 医院の医師に見せたが「私の書いていることが尤もである」とのことであり、他のケースでも私の怒ることが尤もなケースでしか怒っていない。

精神が異変を起こしていても、社会・学生・学校などの問題については常に正義感に基づき怒りが爆発している。ただ、その怒りのオクターブが高くなっていることと、非常に過敏になっている点が一種の病気であると思われる。

しかし社会正義のため、社会にとって問題はない。ただ、私の精神が安らぐときがなく、精神が疲弊し、車運転中に無法車の挑発で頭が麻痺するなどの弊害がでた所に問題がある。因みに、交通事故後はできる限り車に乗らないか、已むを得ず乗るときには母を同乗させ、私の頭が麻痺しかけたら「冷静になれ、歩行者がいたらどうする」と必ずきつく言えと命令して乗っていた。しかし、**やはり危険なため 97 年秋に車は廃車とし、それ以降姉などが無料で車をやると言っても断り、車には一切乗っていない。**

1998 年 1 月→主治医 AO 医師のアドバイスで岡短を辞職。

「薬を山ほど積んでもそうした症状は抑えられない。原因ははっきりしている。職場（岡短）にありま
す。辞められるものならば辞めた方がよい。」

【参考一 10】この時点では、私は心身症という言葉も知らないし、医師からも言われていない。また主たる関心は内臓の超不快感・激しい胸焼け的な現象から十二指腸潰瘍の方が気になり、いつ再度吐血が起こるかを恐れていた。更に 1990 ～ 93 年の症状などは病気とは思っていなかった。まだこの頃は精神を大きく病んでいるとか、車で衝突の話などは主治医・AO 医師にはしていないはずである。

第二節：94年から辞職迄の労基法違反と不法行為

→病気に関する学校責任問題の補足

- 1) 94～96年全体：労基法15条違反・所得税法231条違反・所得税法242条：相変わらず賃金等の月極支給明細書なし、94～96年内の数年は辞令もなく時給も不明、95年か96年頃、毎月の賃金が30日締めで計算、5日支払ということを知りながら何日締め・何日払いとも不明。
- 2) 95年3月6日：労基法2条2項違反（簡単に言えば、締結した労働契約から推定される年収を一方的に半額〔約40万円台〕にすると通告してきたこと）。専任確約問題を加味すれば労基法1条違反ともいえる。
- 3) 95年秋：職務怠慢、教育放棄：校内の本館出入口直前を車で暴走した殺人未遂学生への対処放棄。
- 4) 96年10月：過失行為：FJ氏のミスにより、依頼していた教材関連の備品が入っておらず学生の不満を抑えるため私の自腹で一部調達し学生に配付。
- 5) 97年1月：過失行為&労基法15条違反：源泉徴収票が20万円少なく記載されており、還付金2万円余り損する危険があった。しかし、月極賃金等明細書などがなかったため、確認作業に多大な労力と数日かかり、その時間分が無料労働となっており労基法15条違反の被害ともいえる。所得税法266条違反若しくは所得税法242条該当とも言えるのではなかろうか。
- 6) 97年2月&3月：労基法13条、15条、24条違反：定期試験作成と採点料は「例年通り」と言われ、この言葉・「例年通り支払った」と引換えに3月5日の臨時出講時の教材プリント印刷や成績処理他の岡短での労働は無料で良いと言ってしまった。たが、例年の半額しかでていなかった（分かったのは賃金等明細書を一切手渡されないため、約一年後である）。

7) 97年4月28日：労基法13条、15条、24条違反及び教育権侵害、職務怠慢他の過失行為

祝日でもないのに職員のみが休むため、1週間前くらいに急に28日の授業はレポートにせよとの指令（命令）があった。理由は学生を出席扱いにしたいとのことである。このため（1）通常授業ならば先週のお教室のレポート授業のため200分で済むが、レポートなら課題探し・採点基準作成・採点・記入作業で20数時間かかる。しかし、賃金は200分しかでていない。事実上拒否できない状態で行われた。（2）更に、教育権の侵害行為。

【参考一11】97年4月28日（月）の休みは一体何なのか。休日ではない。振り替え休日でもない。祝日でもない。大学祭でもない。一体何の休みか。更に、正確には職員のみで、学生は出席簿では出席にせよと命令があり。また事業団全部でレポート実施強要などが決まっていたならば早めに連絡し、学習権の問題から慎重に講師と相談し対応する必要があった。

それはレポート等の課題は、

- ①学習の道しるべとなるものであること、
 - ②そのため事前に私が課題を検討する時間が十分あること、
 - ③レポート課題とその実施が通常の授業より効果的であること、
 - ④学生が課題に十分に対応できる時間があること（この場合、学生の平均ではなく一番熱心な学生が心ゆくまで対応できる（私の思う）常識的な時間を保障できること。やる気のない学生は準備に1日もかけないため論外であり、それを基準に考えると真面目な学生の学習権を保障できない）、
 - ⑤公平さを保障できる条件があること（例：やむを得ず休む学生などの処理の問題）、
- を基準に考えるべきである。

何故こうした厳密なことを記すか。それは学生と共に時間潰しを数回するのは無害であるが、変なレポート課題は、プロ野球のコーチが指導を面倒と考へ、適当な練習メニューを、熱心な選手に与えるが如く、極めて悪質な犯罪行為である。これにより、自らの勉強時間を奪われるのみか、学習の道しるべを誤り、プロ野球同様に勉強の仕方に変な癖がつくことがあるからである。プロの教師なら、否、全てのプロの世界のコーチなら、この怖さは分かると思う。

8) 97年5月5日：労基法24条2項違反。賃金支払遅延。

【参考一12】5月5日支払が7日返振り込まれず。更にその措置の方に大問題があった。6日に何故非常勤講師全員に連絡し、詫言と遅延理由と必要時の立替金を言わなかったのか。遅延自体も労基法24条賃金支払五原則違反であるが、そのミスをしたときにはすぐに被害を受けている教師に詫言と連絡をする義務がある。それを完全に放棄したこと。銀行引き落としの関係などで困る。過失行為。

更に、私が5月6日に問い合わせても、「担当者が休んでいるので分かりません」であり、それどころか翌7日朝にも振り込まれておらず（昼に振り込まれたか）、聞くたびに逆にと怒られたような言動をされる。尚、一番近くの銀行でも片道4キロ（往復8キロ）ある。この距離は大阪駅から難波駅の距離に匹敵する。三回通い二回無駄足を踏む。過失が多いため、このときの交通費をタクシー代でか、若しくはガソリン代と費やした時間を最低賃金法の水準で賠償していただ

きたい。

- 9) 1997年5月9日：MK課長による解雇の脅しと取れる発言。

【参考—13】私は、労基法24条遵守要望時のMK課長の態度から、90%以上98年度から解雇されると判断し、同僚（AS先生）にそのことを話している。このMK発言の直前に労基法24条違反の賃金支払遅延に対して、「今後は賃金支払の五原則を守ってほしい」と言った後での課長の言動のため、通常は逆恨みと解釈される。尚、これについては当人がどういうつもりで言ったかの釈明が一切なく、「何も言った覚えがない」の一点張りのため、通例の解釈のみを示した。確実に言えることは、これで事務員及び管理職と私との間での学生や教育に関する連携は100%不可能とされたことである。

- 10) 97年9月：不法（嫌がらせ）行為 or 労基法24条1項違反

【参考—14】岡短職員・YYさんが印刷するものを両手に抱えているのを見かねて、私の勤務時間外に印刷を手伝う。MK課長に「勝手なことをするな」と注意を受ける。YY氏がMK課長と睨み合い「手伝ってもらっている」と反論すると、「では（勤務時間外でも）手伝うことを特別に許可する」と管理職が発言した。管理職の「残業許可発言」があった以上、この時点から賃金支払義務があるが無支給。またこの種の態度はパワハラ行為となる（違法行為）。

- 11) 97年11月：過失及び職務怠慢・一部不法行為：私に対する無法・暴力学生を学校が擁護。更に偽学生の恐れもあるが写真撮影を禁じられる。→詳細第四節参照。

- 12) 1997年：労基法24条違反・賃金不払い

【参考—15】97年度後期教材の『Dorothyと10人の出会い』『旅に心を求めて』のテキストを簡易製本し、それを学校が商品として両方で学生1人に対して3千円余りで販売しているにも拘わらず、賃金が未払いとなっていること（業者の製本費用は2冊で2300円余り）。原稿清書段階のみでも、写真印刷も含んでいた関係で、インク、ファイン、プリント印刷用フィルム用紙、光沢用紙代やコピー代金は軽く1万円以上、私のお金を学校に使用させられている。尚、この件で賃金・原稿料の問合せを文書郵送で行ったが、MK課長の含み笑いのみであり、返答は未だになされていない。賃金未払のみかパワハラ行為。口頭でも事務員に問い合わせもしている。詳細第5章第三節等参照。

- 13) その他→引継作業、打合せなどですべて賃金ははず。97年秋にテキスト作成時の業者との打合せ時等の勤務時間外労働も賃金がはず。岡短原因での辞職にも拘わらず、辞職願から辞職認可迄の間の賃金も不明である。

- 14) パート有給休暇問題もある。

【参考—16】所定労働日は95度～97年度では週2日である。年間所定労働日は89年度の首脅し再試験の関係で、再試験2回も事実上所定労働と見なされるため、通常授業72日と合わせて年間74日となる。勤続は1983年度からである。依（よ）って同法では、週2日勤務で年間所定労働73日～120日では7日、週1日勤務で年間所定労働が48日～72日では3日有給休暇がある。尚、再試験を運良く中止できたのは、翌年からの解雇を臭わされたため、居直り首覚悟で再試験を中止した97年度前期試験のみである。而（しか）も、このときも再試験中止後、89年度の如く事務員が何を言うてくるか不明で恐怖心を持っていたため、やはり所定労働とみなされる。すると有給休暇7日間が可能なはずであるが、申請を事実上不可能とされており、一度も有給休暇を与えられていない。95～97年度の休み7日該当は実質上有給休暇として賃金支払（約8万円）が必要。

- 15) 岡短因果（最低でも労災該当）での休みに対して賃金補償がされていない。89年度以降かなりある。思いつくまま記してもこの程度あるが、88～93年間の件は第2章に記したが、更に重複で換算すれば（今まで記した労基法違反・不法行為・人権侵害……全て）×15年に等しい。

第三節：精神の疲弊から死の危険への遭遇

→健康被害の実状＝95年以降病気診断上資料

この節は病気の症状が出ていた当時の手記の中から二つの症状のみを取り上げる。

一つ目が**死亡の危険が何度もあり、現在生きている方が不思議な車運転中の頭の麻痺や興奮現象である。**

二つ目が精神の疲弊症状である。この頃からTVが私を見ているという感じを受けたが、それは精神疲弊か現実かは不明であるが、参考までにここに記載しておく。

《◇-1：運転中の興奮・頭の痺れで交通事故死危険事例》

この現象が最初に起こったのは記録上は96年1月である。その後2月、3月、6月……と続き、97年1月には本当に事故に遭遇する。

【事例1：97年1月13日の事例】（管轄警察署。現美作警察署）

①事故現場。我が家から約500メートルの場所（地名＝下KK）。私の地元でもある。

②現場の状況。カーブ続きで見晴らしの悪い場所。推奨速度30キロ。民家あり。

③事故状況。連続カーブでかつ民家もあり危険な場所である。30キロ未満で走行したいが、後続車の邪魔になってはいけなため、カーブに入る前の場所で側道が広く車を止められる場所で車を止め、後続車に全部追い抜いてもらう。

後続車がゼロになったのを確認して、30キロ未満で走行していると、トラックのセンターラインオーバーに遭遇し、頭が一瞬麻痺する。その後、駐車禁止中のカーブ上に車が三台駐車していた。即ブレーキを踏むも軽く接触。瞬間的に対向車線に出ればよけられたが、カーブのため前方が見えず、対向車と正面衝突の危険があり、無意識に前の車にぶつかる方を選んだ。ただし、ギリギリ止まり、ぶつかるのを回避できると分析したが軽く当たる。

事故の度合いは1)私の車の全修理費が2万円台であること、2)違法駐車連続三台の内、最後尾の車以外の二台は無傷であるため、軽度である。衝撃は常識的にはないとしか分析できない。駐車中の最後の車は、私の車が当たったのが分からず、携帯電話を止めず、暫く外へ出てこぬくらいの軽い衝突であった。私は、カーブ上のため玉突き衝突を気にして、生きた心地がしなかった。

依（よ）って、衝突のショックではなくトラックのセンターライン・オーバーを見て頭が白紙になったものである。（私の車の修理代は2万円台であったことから、どの程度の事故か想像がつくであろう）。

④問題点一1。大きな事故でなかったにも拘わらず、知人の多い地元にも拘わらず、事故現場が分からなくなるなど記憶喪失状態となったことである。しかも、事故現場は、（制限速度が50キロくらいの）、我が家から約5キロ先のOHという地名の場所と考えていた（思わされていた）。

ただ出頭した警察では、OHという名が出てこなかったため、事故現場が分からないと証言し、家に帰り地図を見てOHという名を確認した。この勘違いをさせられた結果、警察署で警察官が「何キロだしていたか」と尋ねたので、スピードメーターは先の如くセンターラインオーバーのトラックのため見るゆとりはなかったが、OHならば制限速度が50キロ程度なので、私の性格ならば48キロ程度だろうかと、理論から48キロと申告した。その結果、事故現場が下KKならば、制限速度か奨励速度が30キロのため、**私がスピード違反していたという嘘の申告をしていた（させられていた）。**{何故ならば、30キロで走行しても後続車に邪魔にならないように、側道の広い所で後続車に全部抜いてもらったのだから。}

なお、当日の撮影はポジフィルムのため、相当日数をかけて36枚使いきった後で見て、事故現場が下KKであったということが分かり驚いた。その写真を見て思い出したのは、その現場はカーブが急でおまけに民家があり、人がいつ飛び出すか不明の危険場所のため、いつも超徐行していた箇所であり、その日もカーブ手前の空き地に車を止めて後ろの車に追い抜いてもらい、いつものように徐行でなく超徐行を実行しているはずであった。

ちなみに、JAの保険担当者が近所の人であり、機転を働かせて事故現場を正しい場所に訂正していたようである。また後日管轄警察署宛に再度事故現場と私の出していたスピードの訂正文章を送付した。

なお、**98年9月に友人・神田高弁護士が岡短・雇用能力開発機構との問題では、自分で訴訟をすることを勧めたが、上記の警察署での如く、嘘の発言（言動）、おまけに自己に不利な言動を、（催眠の如く形で）いつさせられるか不明であり、病気のその他の症状抜きでも、個人訴訟が不可能であった。**而（しか）も、警察署以上に、裁判では証言は証拠とされるため、尚更個人訴訟は不可能であった。勿論、弁護士を通しての訴訟は第4章に述べる如く、着手金等でその費用がある訳がない。

⑤問題点一2。ここでのポイントはトラックのセンターライン・オーバーを契機に車運転中に興奮し頭が

一瞬白紙となり、その後も記憶喪失となった（させられた）事である。同様のケースが、97年1月23日にもあった。岡山駅前の歩行者専用道路を歩いているときに、その歩行者道路を単車に乗り走行してきた女性に軽く当てられ、詫びもなく、私の怪我、持ち物破損の確認もせずに逃走されたときである。当然、追いかけて注意をした。ところが、その後で乗った自動車の中で頭が白紙化になる症状を来した。この単車の番号は控えているし、後日県警交通企画課に出向き、関連文章を見せて相談もしている。

⑥蛇足。事故当日、岡短で同僚・AS先生に、「ブレーキを踏み、車が止まった後で、再度車が動いたような気がした。まるで車が自動操縦の如しであった」と言うと、AS先生が「そうでしょう」か何か意味ありげな笑みを浮かべた。

横で聞いていた元家裁調査官・KM先生が笑いながらも、キッパリと私に断言された内容も紹介しておく。「**（浜田先生が）水俣に現地視察に行かれたでしょう。そのときに天草で財布をなくされたと言われていましたね。誰が発見しましたか。警察官自身でしょ。同じことです。その内に訂正が来ますかな……**」と、恰（あたか）も事情を知っているか如くクスクス笑われていた。

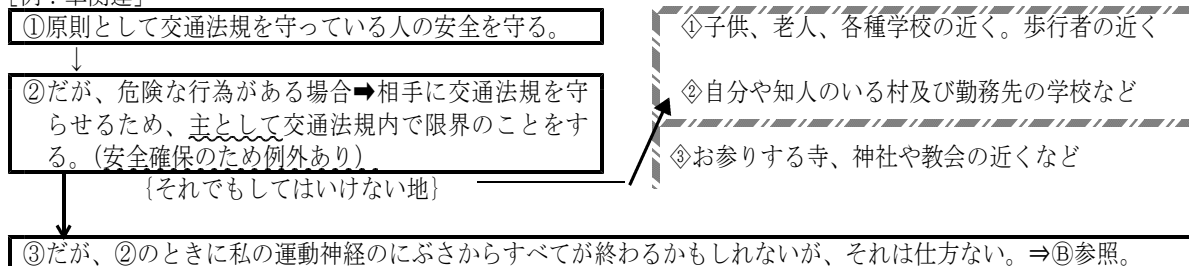
クラッチとアクセルの踏み間違いではない。事故後、岡短道中で相当回数ブレーキ実験をしたが、全て効きが悪く、通常止まる位置よりも前へ進んだ。誰かが車に操作したのかと怒り、岡短授業後帰路では、こんな無茶されるならば高速道路で側壁に当たり死亡してもよいとスピードを出したのを覚えている。ところが、料金所などでは私が分析したのと全く同一の形で止まり、ブレーキの利きは直っていた。高速を降り、家に帰るまで何度も実験したがブレーキの利きは通常通りで異常はなくなっていた。家を出る前と岡短授業中に誰かが車に操作したとしか通常は思えない。

その根拠は、1988年1月に我が家へ止めていた車のラジオアンテナが盗まれ、翌日証拠としてアンテナ抜きで勝英警察署に被害届出に行くと、私のアパートがある庭瀬の方で被害届を出してくれと、私の車も一切見ずに門前払いされた。翌日に岡山市の警察に届出に行こうとすると、車のアンテナを誰かがつけており、被害届を阻止されたことがあった。

【事例2】96年3月1日一瞬右側運転をさせられた事例：拙著「96年指針より（1996/3/1）」より抜粋。

「④催眠について：催眠は全て不当であるが、とりわけ私の性格に相反する催眠をかけぬこと。私の基本的な指針をよく確認すること。今回、車の例のみあげるが、私の基本指針を知っているはずだが。

〔例：車関連〕



1996年3月1日も催眠により、チンピラのごとく運転をさせられる。こうしたときは確実に双方車をぶつけ双方即死にせよ。戻ってきたとき、催眠からさめたときぶざまなとかみつももない気がするため。私の性格と相反することをしないこと。かなり安全な所で「みせかけ」だけのチンピラのするようなことをさせないこと。特に本日（車で）右側通行するが、何の意味もない。私を脅かすならば、上記原則を守っても十分できるはず……車を運転するときに私が一番怖くなるのは、言うまでもなく、将来への展望や伴侶を得る可能性がでてきたときである。このときはどんなことがあっても安全運転か車に乗らない。このときほど怖いことはないであろう。その他についても私の基本原則を無視しないこと。無視すれば私ではない。

⑤早10年以上、自分の目標を持ち、当たり前の世界でそれを実践し、そして自分の意思で物事を判断するということができない状態にある……。余りにも長すぎる。こうした世界において自分の存在する意味はあるであろうか。更に現在の生活は、あらゆることに筋が通らぬことが多く、また屈辱的なことも数多くあり、終止符を打ちたいと願うときすらある。否、潜在的には終始あるかもしれない。また、義理とか人情とか律儀とかそうした世界ともかなり無縁になりつつある。大きな事件がないとき以外は、ほとんどの楽天的性格故終止符を打つことを終始深刻に考えてはいないかもしれないが、もはや大きな未練はない。」

【事例3】96年6月7日の事例（事故死と思った日の覚書）

「本日、雨の中、対向車が故意にセンターラインをはみ出し、危険行為を受ける。それを機に、再度完全催眠下におかれ完全に操られ、ほとんど最後まで危険状態となる。……何よりも自分の人格に反することをし、人格を汚されるよりは即死の方が良い。……本日一度だけ、大事故、即死の危険性というより、

ぶつからなかった方が不思議という場面あり。何故ぶつからなかったのか、後で不思議に思った……、車が完全自動操縦になっていたのであろうか。……私は催眠（でも）かけられぬ限り軽薄なことはしないつもりであるが。……ただ、一つ言えることは、即死よりも現在の生活は……無意味の物かもしれぬということは事実であり、潜在的にはその思いは常にある……ともかく、人（歩行者）のいる所で催眠下でも徐行できる意思が残された点だけは不幸中の幸いであった。……」（拙著「96年6月7日覚書」）

《九九年・この件の解説文》

「六月七日、岡短からの帰り、雨がかなり降り道路が滑る。車のブレーキは前日は効き（利き）が悪い。この日何度も対向車のセンターラインオーバーに遭遇し頭に来ている。そして、岡山空港から金川へ抜ける途中の急カーブで、急に頭が自己意思を外れ連続交通違反をするならやってみようとなり、この滑るカーブを八〇キロくらいのスピードでセンターラインぎりぎりで行く。……当然、車がスリップし……相手がセンターラインぎりぎりに来れば正面衝突と考えて特攻。もうこの世に未練もない。相手が八〇、九〇キロでセンターラインぎりぎりで行く。ハンドルを捌（さば）きながらも、頭は空白状態、当然正面衝突と思ったが、事故にならず過ぎる。家に帰り、何故事故にならなかったのか、不思議で仕方なかった日である。車が自動操縦されているのだろうか、と。

このときの私の無法運転の原因は、①他の車に何度もセンターラインオーバーされたせいか、②十年に及ぶ現在の生活よりは死の方が良いという潜在意識からか、③催眠術でもかけられたか、と考えたが理由は分からなかった。只（ただ）、この日は自分の意思を外れ、どうして一部粹がった行為をしたのか不思議で催眠術をかけられ操られたと考え、催眠術をかけた人間に対して抗議を兼ねて記した覚書である。尚、如何（いか）なる場合でも、自分からの挑発はしないし、道交法遵守車・歩行者類は絶対を守るは一貫した方針である——催眠術でもかけられない限り。」（以上、誤字脱字等今回修正）

【上記事例からみた問題の所存】

（解釈—1）通常説。

この現象は 95 年 3 月 6 日労基法 2 条 2 項を巡る激論→3 月の内蔵及び頭の乱れ→5 月東寺での騒動→7～8 月に歯茎の件での精神乱れ（第 3 章六節参照）→9 月過ぎ頃か岡短での学生の校内暴走殺人未遂事件→10 月に岡短職員のミスの尻拭いで自腹を切られた件→同じく後半学生の乱れ→11 月体調の悪化で母が毒を入れたと思った事件……と続き→96 年 1 月から起こったものである。

素人が医学的に考えれば、岡短で自律神経失調症を再発させられ、その上で岡短学生の乱れの後始末を押し付けられた上に労基法違反の嵐の中で、認知症患者の世話を一人でしたときと同様に精神が疲弊していたと思われる。若しくはチャップリンの『モダンタイムズ』の如く、職業病で、こうした違法・無法・社会への迷惑行為に過敏になっていたのかもしれない。

尤（もっと）も、土台には単に正義感が強いのみではなく、高校時代在学中に後輩がトラックに接触され死去したとか、大学時代の親友の父が車に轢き逃げされ死亡した上に犯人不明とか、祖父の妹の夫が車に轢かれて死亡とか、嘗（かつ）て我が家の近くに住まわれていた人が姫路に移るや事故死をするとか……こうしたことが潜在意識下にあったかもしれない。それが岡短の件でオクターブが高くなったと解釈している。

なお、これらの事例の 1 年前くらいには、本格的に交通問題に関して取り組みを検討した時期がある。単車が歩行者専用道路で歩行者をかいくぐり走行するという危険な現場に遭遇したときには写真を撮り、後に警察にその無法者宛への手紙を持参したこともある。ちなみに、交通問題は拙著『生命への畏敬』でテーマの一つとする予定であったが、こうした違法行為に頭に来て逆に取り組みを一時中断した。

（解釈—2）本当に映画か何かのドラマ説。

考えづらいが映画説ならば、これは私への殺人未遂罪である。何故ならば、【事例—1】ならば、前の車をよけようと反射的に対向車線にでれば、対向車線の車と正面衝突をしており、私か相手かが死亡していたからである。万一、警察が映画に協力をし交通整理をしていたならば、これは強制・貢ぎ労働及び、業務上過失致傷未遂罪のみか傷害罪等々の大犯罪となる（精神を疲弊しているのを承知で行った以上、私の精神・脳への傷害罪である）。何故、こうしたことを書くかといえば、今回の文書は政府・政党首脳・国会議員等にも送付しているため、（解釈—2）が事実ならば、即座に止めさせる義務が、政府関係者にはあるからである。

《◆-2：TVがこちらを見ている妄想？と精神疲弊》

（1）TVがこちらを見ている。

「TVがこちらを見ている」と感じだしたのは 1995 年頃からである。その典型例が西田ひかるの事例である。西田ひかるに関する覚書を精神疲弊の事例として、『恐るべき労基法違反・2004 年版』では 11 事例引用したが今回は、2 例のみ掲載する。

【参考—17：覚書—1（1996/7/2）】（交通事故即死危機直後頃の時期で精神の乱れが少し生じ始めている）。

「本日の覚書も催眠によって書かされるものである。……西田ひかる氏について悪い感情は全く持ちはしない。だが、現状において、私自身のメリットとデメリットを比較し、今後一切 TV などでも見ないか、それとも引き続き見るかを判断する。メリットは息抜きになるかどうか。……デメリットは奴隷状態（生活保護以下の低賃金、否仕事の元手を考えると貢ぎ労働で、仕事は 365 日休みなく同時に寝る時間以外は全部仕事で、感謝もされることもなく、労基法違反もあり……等を奴隷状態と表現した）におかれた中で、私に対して（西田ひかるが）関心があるというような態度を含め、しかもとりわけその形態が人を小馬鹿にしている感じを受ける事である。もう一つが西田氏に絡め、催眠をかけられ失う時間及び気分の問題である。要するに気分としては、愉快と感じるか不愉快と感じるかの問題である……」：〈 〉内は今回分り易くするために補った箇所。

【参考—18：覚書—2「演繹分析から」（1997/9/2）】

「①演繹分析—1」永遠の世⇒物質存在は意味なし⇒社会意味無し⇒社会対象学間意味無し

永遠の世なら→人間の物質存在すらその有無は無関係→その集合の人間社会も無関係→機能の政治、経済、言語……すら無関係→その対象の学問「政経」「英語」……すべてそれ自体に価値なし……→……

②演繹分析—2 学間意味無し⇒落ちこぼれ等存在なし⇒今日（の）社会（や）教育（は）意味もたず。上記より、政治、経済、社会、女性、……全て存在の有無は不明となれば、上部構造の学問（英語、政経、数学など）、勉強、授業は当然無意味となり、そこから今日出てくる現象（落ちこぼれ……）は無でしかない。ただ、97（年）分析に記した干涉6期への備えのみの目的で今日仕事の準備をする。

③演繹分析—3 永遠の世⇒物質存在の意味無し⇒結婚存在無し？⇒どの女性が良いか（等は）無意味⇒「女性A=B同一人物か」等無意味な謎解き⇒（家族存在すら無意味）

同分析（の）女性への応用（演繹の逆側から記す）→Aという女性（実体不明）→女性自体（A=Bなら後はA=B=C=D=E……は意味なし）→結婚という制度自体有無不明→家族の存在も同様→肉体の存在すら不明というよりあれば便利ならあるし不便ならないという便宜的なもの→永遠の世……同上結論より、Aという女性等の判断は不可能（ただ危害は後に述べるよう（に）無ではなく有であり。記録は記す）。尚、演繹的に思考していけば……結婚・家族・社会すら無関係となる。

※尚、誰かがA=Bならば、後はもはや論外である。即ちA=BならばA=B=C=DもE=F=G=H……等は意味はないということである。少なくとも現時点では全く無意味である。ただ、危害は永久の世でも無でなく有である。有は効果の如何にかかわらず記録する必要あり。……」

上記に関する問題は以下の点にある。

超膨大な覚書等のため、完全に目は通せないが、ざっと全頁に目を通すと西田関連覚書は、何故か1997年4月以降は急になくなり（若しくはほとんどなく）、覚書は岡短関連に集中している。また、岡短辞職後には西田ひかる関連覚書類は皆無である。見落としがあるかもしれないが、覚書や文書には西田ひかるは岡短辞職と同時に一切登場してきていない。覚書は、94年度は覚書自体記しておらず、95年は水と歯茎と嘗ての吐血に集中し、96年後半からは西田ひかる、97年からは岡短関連……となっている。

問題点は、「無料で西田ひかるに関する文書を書きたくない」という強い反発の中で、こうした文書を記さざるを得なくなり書いていく点である。しかも②異常に膨大な分量で、殴り書きで読めない字で。またそれが全く違う政治、その他のつまらぬ些細な分野でも文章書き抑制不可能現象に置き換わっていった事である。なお原因は、【覚書—1】から分析すると、経済苦のストレスから自己防衛的に無用文書書きが起こっていると推測される。同時に、精神疲弊がその現象を加速している。

次に【覚書—2】を掲載した意味を記す。岡短にこのままいると餓死するし、岡短という大学校自体が雇用保険・税金の無駄金でしかなく、社会的意義は全くないことを無料で（否、随所に述べた如く貢ぎ型）でさせられており、そこから逃れたいという願望は常にあった。だが、【覚書—2】の如く永久の世の映画説ならば逃げ場がないという絶望感である。即ち、（永久の世の）映画説は、私にとって岡短で行われた強制労働、蛸部屋・監禁労働、貢ぎ労働から逃げることを封じているという脅しを意味していた。甘い恋愛などの話からの覚書ではない。

更に、以下の解釈も可能である。強いて強引な仮説を記せば二つのルートがあると思われる。交通事故との対比から言って、①労基法違反のショック→精神疲弊（破壊）→西田ひかるが私に何らかのシグナルを送っているという妄想である。第二が労基法違反&専任確約詐欺→生活苦→病氣→結婚の展望皆無からの精神の逃避〔代替思考〕である。

ちなみに、私は元来TVタレントに熱狂するタイプではない。若い頃は大山倍達とかプロレスラーでも硬派のカール・ゴッチというタイプに憧れていた。ゴッチなどの酒、煙草は一切完全自粛し、筋肉増強剤等は一切使用せず、練習は還暦を超えてもきっちり行い、しかも基礎を徹底し、できる限りバーベル等の器具よりは自分の身体を使って身体を鍛え、エレベーター、エスカレーターは一切使用せず階段オンリーで、真夏の東京のホテルなどでも冷房は一切使用しないという私生活が完全に徹底しているタイプを言う。

※西田ひかるの件が、万一事実としてすら、岡短の賠償責任が軽くなることはない（第六節参照）。

第四節：97年度諸事件と岡短辞職への医師勧告

→辞職に至る岡短責任実証と計画的強制労働疑惑への調査要求

1997年11月14日の無法・暴力学生の件より、精神の急変現象と不快感などの症状により、主治医からドクターストップがかかった。この無法・暴力学生の件に関しては「事業団交渉文書－4」などからまとめて《◇－1》～《◇－3》に概要を記した。また、この件で学生に配付し注意を促した文章「岡山短大の名誉を守るために」は附属資料集の資料－4に全文添付している。

次に拙著『閉じた窓にも日は昇る』から概況を述べる。（斜め字が引用箇所である。）

九七年度を分かり易く言えば、岡短投資用費用（父の遺産、母や姉からの援助金などからなる私の貯金額）はこの年度で枯渇すると試算され、翌九八年度にはもう岡短への私財投資は不可能となっていた（具体的貯金額は九五年二月二〇四万円、九六年一月一〇一万円、九七年三月一七日には三万円となっていた）。すると、偶然かどうか不明も、私をこの岡短から追放若しくは解放する動きが明白にでてくる。まず、九七年初頭からの労基法違反の嵐で精神を更に疲弊させ、そして①MK課長の登場、次に学生のゲリラ戦（②型と③型）である。①のMK課長は、一言で言えば、「（労基法違反）官僚型仕掛けストーカー人間」であろうか。②はR・SY型の突進型学生である。③は、今日の高校などに不満を持ち、私をドラマ金八先生型裁定者として色々な実験をして、私の裁定を仰ごうとしていた学生集団群である。②及び③には一部の事務員も加担していた。あの賃金で全てに回答していたならば、私は餓死する。こうした只働き強要の猛嵐となる。この岡短時代の本質は教育問題ではなく労働問題である。しかも、強制・貢ぎ労働の疑いも強い。

以下、学生R（ノートには……君とメモしている）事件、MK（……）課長問題、学生SY（……だそうである？）事件、岡短強制無料労働疑惑、辞職に至る過程の五つを順番に記す。

私とR（……）君の間で話はついており、水に流した問題である。但し岡短などが必要時に調査用に記入した。因みに、『恐るべき労基法違反』（1999年版）ではこの件は一切記入せず、彼の卒業が確定した『恐るべき労基法違反・二〇〇四年版』でR君で記入、本名は14年以上経ったため、「機構」などが必要時調査できるよう記入した。彼と私との「問題のケジメ」合意事項を私も彼も尊重したということである。またイニシャルもUKとせずRとして『閉じた窓にも日は昇る』等には記載する配慮もしている。

※（2016年7月28日）二〇一六年版では、再度、人名は略号に戻した。

《◇－1：学生R事件》（斜め字は『同上書』から引用）

解説の前に重要な二点、即ち私の体力と学生対応状況を記す。

体力に関しては、第二五章の体力測定値の如く五〇歳時ですら、腕立て伏せ連続二百回、体の柔軟さはずば抜けてあり、何と言ってもブリッジは鼻所か顎の一部まで着く。高校時代に受身以外は少ししか習わぬ内に柔道部を退部したとはいえ、その後も柔道部の有段者などと格闘技の練習は道場でしばしばしていた。格闘技に狂っていたため、家でも独学で一定の練習はしていた。

攻撃技は、①打撃、②投げ技、③ストレッチ技、④関節技、⑤その他からなる。……因みに、私が実践で使用できるものを紹介する。……①の打撃系だけは実践練習はできなかったが、独学で人間の急所（こめかみ、目、鼻、顎、喉仏、鳩尾、股間、太股、向こう脛……）もきっちり知っており、確実にピンポイントでそこに一撃を食らわすことはできる。何と言っても腕力以上に体の柔軟さ（③やブリッジ技に繋がる②）が最大の武器であった。こうした技は、柔道や合気道などと比べて馬鹿にされるが、実践で十二分に活用できれば問題はない。

そして九六年頃から、主として体調不全と闘い、体を鍛える目的で、基礎運動として腕立て伏せ・ブリッジ・腹筋・スクワット・エキスパンダ・縄跳び・柔軟体操などを再開していた。因みに、駿台時代の不法侵入事件の頃（八七年）も防衛上こうした運動をしていた。そこで八九年は九七年以上に腕力があったことを強調しておく。なお、駿台時代や大学院時代の温水プール通いのときには、右記の腕立て伏せなどの基礎運動は相当していた。また、こうした運動を休止していた頃ですら、腕力は通常の人のとは比較にならないくらいにあった。

次に学生に対してであるが、駿台京都校時代は一週間に一日割り、質問日を設けねば処理できないくらいに学生に小まめに対応していた。岡短でも病人等には援助の手を差し伸べたり、希望者への学習指導を放課後や昼食時間などに行っていたりしたことは言うに及ばず、アパートですら無料で行っていた。また手取り足取りで自己紹介時の英語指導等も行い、更に学生用に膨大なプリント印刷を岡

短内で行っていた。

恩師・後藤先生宛への手紙に「……例えば、学生の要望もあり自主教材を作成するにあたり、家を早朝五時頃出て学校が開くのを待って毎回プリントを印刷し、昼も御飯を抜き印刷しながら食べ、授業後もサービス残業で印刷をし、そして無料で学生に配付してきました。（九七年度後期のみは業者による簡易印刷販売としましたが。）これらは、学生が常に見ていることでした。更に、教材配付日に休んだ学生には、一人当たりプリント、最高で（前期のみで）三百枚近く（後期や九六年以前はこれより多い枚数）を、私が（一人の学生分に対して）一時間かけ閉じて手渡ししました……」（九八年一月五日手紙・誤字脱字今回一部修正）と当時の風景を記している。九五年度学生も含めて相当手取り足取り指導した学生もいた為、その後ろ姿は全学生が見ている。

こうした私の後ろ姿は腕力以上に強力である。当然、創設以来九〇～九三年の休眠期を除き、九五年度学生でも余りに失礼な口のきき方をしてくる学生は確か一人もいなかった。九五年度学生は後期から豹変したが、それでも会話では確か丁寧に近い口のきき方を全員がしていた。他の年度も休眠期を除けば同様である。よって、九七年に登場するS Yは九五年度学生であったと事務員から聞いたが、それならばS Yの名を騙った別人か学外者と思えない。九七年度に、前年や前々年の再履修者と称する人間が横柄な態度を取っていたが、右記のことからあり得ず（実際に該年度にそうした学生はいなかったため）、S Y以外でもこれらの部外者・学外者を九七年度に放り込んだと考えた。映画説の刺客か……、若しくは通常説ならば学外者と思えない。ヤクザですら小学校のときに世話になった先生には弱いと聞くように、手取り足取り指導したときには棒を超えた反抗は存在しない。これが教育現象に関する法則である。ある種の例外はあるが、この岡短はその例外に該当しない。八九年の漫画読み学生の件も本来ありえない。

九七年七月四日、学生R事件が起こる（今考えればRのお遊技）。この日、レポート小試験を実施していた。学生Rが退出後に再度戻ってきて、試験実施中の教室内で横になり漫画を読んだ。八九年授業破壊学生事件と類似である。だが大きな違いがあった。もう専任確約は撤回された所か翌年度は解雇の可能性が高い。ただ、この日は他の学生のレポート試験を中断できないため、已むなくRの近くにあった椅子を軽く蹴飛ばし軽い脅しをかけた。レポートを中断させぬため、他の学生が驚かぬように「あつ、椅子に躓（つまず）いた」と言ってから、もう一度蹴飛ばした。レポート試験は終わった。だが私は終わっていない。心の中で「翌週の授業日にケリはつけてやる」、と。

七月一日。教室に行く前に、他の講師に隠れて腕立て伏せと柔軟体操を入念にやる。自分で腹を殴ってみたが行ける。「行ける」とは、自分で木刀の柄を腹に思い切り叩き付けても、筋肉痛のみで内蔵には来ぬくらいに鍛えているということである。念のため教室に入る前に再度柔軟体操。そして教室に入る。まず、思い切り机を蹴飛ばしたか若しくは机を叩いた上で怒鳴る調子で説教三昧をした。併せて、この学生のしたのと同じことをしてみせた。私も教室の机に横になり、漫画を読みながら授業を数分した。

次に「これで正気といえるか」と怒鳴り、その後念のため、相当な時間を掛けて作成したプリントを配付し、この学生Rを含めて学生全員に読ませ、何故これが大問題なのかについて解説と説教をした。学生Rは、自分の非をきっちり認め詫び、同時に私の後期授業履修禁止命令に対しても深く従うと同意したことなどから、「単位不可、後期履修不可」を条件に水に流した。詫び、反省、同時に償いの実践、この三つで放免とした。八九年と異なり専任確約があるか否か、首の覚悟ができればこれだけ対応は違ってくる。（なお、この頃は八九年頃と異なり、英語は必須から選択に変わっており、卒業には影響しない。）

だが三重に疲れた。一つはこの学生への対応に。二つ目は学生全員に対して、もの凄い時間がかかる上に、全く面白くない警告文を記す際の、家での膨大な労働時間を奪われたことに。三つ目がこれらの労働に対して支払われた賃金の額に。三つ目が一番応えた。賃金が出たときには、こうした膨大な仕事を家でさせられ、この賃金かと気が抜けた。他にも九七年度は様々な挑発で膨大な警告文書を記述させられていた。裁判所の裁判官が判決文を記すが如くに。

因みに、この事件（遊技）を契機に、学生への対抗上、基礎運動を授業前と休憩時間を利用して、学生の目前で行うことにした。目的は晩年の宮本武蔵型活人剣（かつじんけん・かつにんけん）に近い。即ち、私の鍛えられた体と根性を見せることにより、学生は大人しくなり、私は逆に学生に親切に・丁寧に・優しく接することができるからである。kindness and gentleness（思いやりと優しさ）を実行する為である。当時は心身症とは知らず、腹筋などは十二指腸潰瘍の関係で腹に血が充血するため、主治医より規制されていたが、それを無視してせざるを得なくなる。ただし学生を脅かす形では行っていない。真面目な学生なら、授業前に教師が腕立て伏せを、一クラス当たり百回余り見せ、腹筋・スクワット等もすれば授業に気合が入り、眠気が取れるだけのことである。できれば五百回以上が良いのであるが。ともかく、こうしておけば毎回の怒鳴り続けや暴力行使を避けられ、私が丁寧に優しく言っても、学生は逆に私に一目をおくと考えた。実際に後期はほとんど真面目な学生だけが残った。

《◆-2 : MK課長問題》（斜め字は『同上書』から引用）

MK課長に関してはコメント抜きで当時の会話のみ一部記す。

岡短職員YKさんが、印刷原稿類を両手から零（こぼ）れそうになるほど持っているのを見かね、私の勤務時間外に印刷を手伝う。MK課長が印刷室に来る。

MK課長「君（＝浜田）、勝手なことをしたら困るじゃないか」

職員YKがMK課長を睨（にら）みつけ、「浜田先生に手伝ってもらっているのです」、再度睨む。

MK課長「では、君（＝浜田）、特別に許可してあげよう」

私の勤務時間外かつ私の仕事でない物でも、課長の許可言動があった時点で賃金支払義務が生ずる。だが一円も支払われていない。YK氏の依頼のみなら無料でもよいが。

拙著『D o r o t h yと一〇人の出会い』、『旅に心を求めて』の両テキストが九七年度だけは業者委託の簡易製本となった。両方で学生一人当たり三千円余りで販売（業者への製本支払費用は一組二冊で二三〇〇円余り）にも拘わらず、私には一円の報酬もでていない。写真使用も多いため原稿作成時の消耗品代も高い。テキスト作成時に業者と打合せをするとき等の勤務時間外労働の賃金も出ていない。そこで賃金・原稿料などの問い合わせを事務員N経由でMK課長にした。ある日、遠方から、MK課長を偶然見た。

MK課長「フウフウフウ。」

そしてゆっくりと去る。恰もにやりと笑ったかのように見え、後には文書でも請求したが、支払うとも支払わないとも回答は未だにない。

九八年一月一二日、この後で述べる学生SY問題及びMK課長の問題も含めて、学校長に直談判しようとする。事務員N氏に学校長との会談の申し込みをする。暫くして、「学校長は△△時間に□□室で待っている」との返答があった。△△は一六時半で、□□は校長室の隣の部屋であったと思う。首覚悟での最後の直訴として、学生の乱れ以上にテキスト代金、労基法違反、（九〇年頃の）Y課長による契約違反被害、MK課長の問題、専任確約の件と岡短に來た経緯……を話す予定でいた。全く話にならなければ、岡短因果の病気の件を話し、本年度で辞職も切り出したかもしれない。しかし、二、三月の給料は当然貰いたい。有給休暇対応とレポート処理なども検討していた。とにかくMK課長問題も話さなければならない。指定された場所内で話すことをまとめる。

「MK課長では問題解決にならないので学校長直に……」、と。

やがてドアが開く。人が入ってくる。だが、入ってきたのはMK課長であった。

MK課長「学校長と話があると言うが、校長は都合が悪くなったので、僕が代わりに聞こう……」、「（このときか五月であったか忘れたが）学校長と副校長は飾りなんだよ。事実上のナンバー・ワンは僕なんだよ。……」

MK課長の言動に関して解説はしない。他にも多々あるが略す。時間の無駄である。

※Y課長はYK課長、MK課長はMK課長、YK氏はYY氏、事務員NはNK氏である。

《◆-3 : 学生SY事件》（斜め字は『同上書』から引用）

九七年十一月一四日。当時の日程表（日記）を見ると、腕立て（五回分割合計）二五〇回、ブリッジ三五回、スクワット五〇回、腹筋二〇回、柔軟体操を十分に視聴覚教室で行い、格闘技上ベストコンディションに近い直後に学生SY事件が起きる。

この日、大学祭準備のために視聴覚教室に机などを借りに來た学生がいた。一番目のグループは常識的なマナーで入室し、私も事情を聞いて視聴覚教室の机を出すのを許可した。更には、どのグループか忘れたが彼らが机を出すのを私自身が手伝いもした。ところが、最後にSYを含むグループが入ってくる。

最後に來たグループのある一人の人物SYは以下のような無理難題を吹っかけてきた。しかも無礼極まる言い方で。彼らが椅子をもって行くというので、私が「椅子をどのくらい持って行くの」。

学生SY「もって行けるだけ持って行くんジャ！」。

私「月曜の昼1時から授業があるので、それまでには持って帰れる？」学生SY「わからん！持っていけるだけ持って行くんジャ！」。

このようなことをされると、(私が担当している)月曜の授業が不可能になるか、少なくとも大きな支障を来す訳である。

しかも、20歳前後の学生が、当時44歳の同じ学校の教師に自分の方から物を頼むのに上記のような言動を許していたら、学校どころか全ての組織は機能しなくなる。とりわけ月曜の学生への授業に支障を来すことが大きい。

そこで、それは困るということと、その学生にそうした失礼な言葉が半暴力的意味を持つことを教えるために、きつい口調(厳密には、学生に口のきき方が時には暴力となることを教えるために、**この学生の口調の真似をして、学生と同一・類似の口調**)で「それは困る。(月曜の授業で使用する)学生分の椅子を残して持っていけ。それに誰に物を言っているのか。私は44歳で君らの父親くらいの年であろう。言葉遣いに気をつけろ。」

頭に来ていたため言葉遣いは激しいが、この学生の問題点は明確に本人にその場で指摘した。その意味が分からないということは本来はありえない。また、こうした状況下で頭に来ない教師はいない。もしそうした教師がいたならば、教師の責任放棄か若しくはその学校が事実上機能しなくなり、学校でなくなるということである。それから、学生が「うるせえ。……」、その後若干の口論の後で、この学生の方が私に強くないとはいえ体当たりという暴力に及ぶ。幸い、私の方に理性が働き、私の方は暴力をふるわずに済んだものの、こうした暴力学生を放置することはできないため、事務室に行くように求めた。すると学生の方は「うるせえ。何で行かにないけんのじゃ……」である。

ここでの問題は下記二点にある。念のため、参考までに問題点として3) 4)も記しておく。

1) 軽いとはいえ暴力に及んだこと。(しかも無理難題をふきかけ、言葉遣いも不適当な形で。)

2) 無理難題をふきかけたこと。

「月曜の授業までに椅子の返却ができる？」に対して。

通常の学生なら「授業に迷惑かからないように責任もって返却します」とか、「分からないので担当者に聞いてきます」が本来の返答である。せいぜい、「返却できないかもしれませんが、どうしても必要なのです。どうしたらよろしいでしょうか。よい知恵をお貸しください」までが許容範囲である。

授業に支障を来すことを、自分の都合で好き勝手なようにできると考えるべきでないことや、物事への責任を持つことの必要性は幼稚園児でも分かることである。更に教師に対して奴隷に命令するが如く言動を許すのは、教師のプライドの問題ではなく、学校の存亡に関わる問題でもある。

3) 上記二点が主たる問題であるが、言葉遣いも20歳の学生が(1997年11月XX日より)45歳の教師に願いごとをするときに自分の子分か自分の召し使いに対するような言葉遣いをすることは、教師や目上の人間に対しては暴力に該当し、これを放置したら学校のみか全ての社会の組織は機能しないであろう。それは先に述べた学校崩壊への道と授業の放棄への道でしかないばかりか、同時に同校の無関係な卒業生まで白い目で見られることにさえなる。

4) 当時も今も、このSYと名乗った人物は、岡短学生「SY」の名を語った学外者とは思えない。特に、岡短辞職後は岡短当局がどこかの高校・中学と提携し教育実験のために、導入した人物の疑念を抱いている。そこで、岡短・「機構」・所管厚生労働省は早急に調査をしていただきたい。勿論、犯罪の場合には政府等も調査義務がある。

もう少し詳しく当時の状況を拙著『閉じた窓にも日は昇る』より引用する(斜め字の箇所)。

私は通常は学生に対しても丁寧語に近く、一回目に来た学生や二回目に来た学生などに対する私の言葉遣いを聞けばわかる。また私はこの岡短で学生に対して平素は一五年間に亘り「君」及び「さん」付けで常呼び続け、立派な青年として学生の人格を尊重もしている。例外はこうした暴力学生や学生が無法行為を行ったときのみである。尚、体当たりされて以降のことは興奮状態で鮮明には覚えていない。ともかく暴力行為に及んだ以上はこの学生を絶対に放置はできぬし、どうしたらよいか途方にくれる(怒りも当然ある)。

高校なら職員室や他の専任教師の応援を要請するが、この岡短にはそうした場はなく、(労基法違反を常時行い・学生より問題の多い)事務室へ連れて行っても従来の学校の姿勢より無駄とは分かっているがやむなく事務室へ同行を求めた。

しかし、学生は「うるせえ！」であり、それに対抗して私が安易に学生の首根っこを持ち事務室まで引きずっていったり、その他の暴力を行使したりする訳にもいかず、……で当惑と怒りで極度の興奮したことだけを覚えている。だが、あれで怒らぬ人間がいたら異常であり、また結果として学生をうまくたしなめるような人がいたとしても、本質的には学生の召使いかご機嫌取りの存在となってしまうであろう。万一、非常にそうしたことに長(た)けている講師がそれをして、自分のみ召使い

にならぬ代わりに、その悪影響は他の講師全員への被害となり、その悪い形での波及効果は全学生及び学校全体に及ぶ。

社会一般で許されぬ無法・不法行為は学校でも許されないこと。これは常識以前の問題であり、その常識を守るために、強いてはあのときは本当にこの岡短を守るために私は体を張ったということである。

私は、通常は学生に対しても丁寧語に近い形で対応していた。それは、立派な青年として学生の人格への尊重を意思表示するためである。例外は、学生がこうした暴力や無法行為をしたときのみである。事務所近くでも相当言い合っており、かなりの事務員や他の教師にも聞こえたはずであるが、誰一人助けにも学生に注意しにも来なかった。特に本館一階の窓が開いており、教員らしき人間が相当いたため、言い合いが完全に聞こえていたはずである。

とにかく、事務所まで連れて行った。そして、学校に毅然たる措置と岡短と無関係な人間ならば警察への引き渡しを要求する。まず学外者である。学外者が大学内に入り、教師に無理難題を言った挙げ句に体当たりしたならば、通常は警察行きである。しかし、当時一切事実上お咎めなしという処置がなされる。逆に、どう考えても学外生と考えていた私に「先生、学生を信じなさい。S Yの写真を撮っては駄目ですよ」と、撮影禁止の念押しをされる始末である。

いや、逆だったのかもしれない。私に撮影しないように言った（確か）Y K氏（元講師・当時嘱託）は温厚で人柄も誠実に見える人物であった。そして、Y K氏が私に注意したとき、私はこの学生？の様子を見ようと校庭にいたが、カメラをこの学生に一切向けていなかった。カメラは三〇〇メートルほど離れた非常勤講師室においていたような記憶もある。逆にY K氏のこの言葉で、この学生の写真を撮らなければならないと初めて思いついた。ただ、撮影しようと考えたときにはこの学生の姿は見えなくなっており、後悔した。私も怒りで興奮していたため、撮影などは思いもしていなかったときに、Y K氏が「撮影しては駄目ですよ」と強く言えば、撮影を私に思いつかせる効果を持つ。即ち、「この学生を撮影しておいた方が良いですよ」というアドバイスに事実上なっていた。

同様に、「(内の) 学生を信じなさい」とは、「岡短の学生は確かに乱れている学生も多いが、浜田先生に体当たりするようなレベルの学生まではないので、内の学生ではありません。内の学生を信じなさい」という意味であった可能性が高い。私もそう思う。因みに、Y K氏は、MK課長問題で述べたプリント印刷を手伝ってあげた人物で、私とは双方友好的な関係にあった。

更に、翌週学生S Yが履修している友人A講師の教室に行き、真偽を確かめようと考えた。そのとき、A講師は「確かに名簿にはS Yの名はあるが、(S Y自体は) 来ていない」に近い言動をした。代返か全く来ていないのか、どちらかは不明であるが。すると学校に来ていない学生がどうして私に体当たりできるのであろうか。またS Yは氏名を尋ねても私には最後まで名前は名乗らなかった。本当に学生S Yならば、九五年度に私の授業も履修を一時しており、名前は知られているかもしれないと考え、懸命に隠すことはしないはずである。

また、この人物が学生S Yと聞いたのは事務員F氏経由である。F氏はミス多発かつ九五年三月に労基法違反をし、私と電話でやりあった職員である。因って、本来ならば、即座にすべき本当に岡短の学生かどうかの正確な（学生証提示及び岡短にある学生の写真付き書類で）身元確認をしていない可能性が高い。当時も今も、体当たり人物は学生S Yの名を騙った学外者類であると考えている。

ありえないが、万一、岡短生であったならば、教授会や教職員会議に該当するものを早急に開催し、この学生の処罰と学校全体の在り方の問題を徹底的に討議する義務が学校にはあった。

第一、職業訓練に社会人マナー教育は不可欠でもある。実際に、「事業団」運営の大学校・ポリテクカレッジ群と異なり、都立のキャリアカレッジ（〇七年都立職業能力開発センターに名称変更）では、社会人基礎（「社会に必要なマナー……」などを修得する）が教科に含まれている。これ一つでも、岡短などが高等教育として存在する意義はないことの証明でもある。

勿論、学生の言い分があれば、私と学生の双方を同会議において事情聴取すればよい。それこそ私自身が望むことでもある。だが、学校は一切何もしなかった。尤（もっと）も、外部の部外者が学生S Yの名を使用したとしか思えない。馬鹿馬鹿しい

S Yの言動及び態度が事務室ではコロット一転したことなどから、あれでは信用できない。そこでS Yが学外者と考えていたため、その場合にはどこから襲ってくるか不明である。それは覚悟するし、更に新聞沙汰になる程度にやり合えば何かにはなると考え、それほど苦痛ではない。私が大吐血したこともあり、他人がどの程度大流血に耐えられるか、その性根と甲斐性を一度見てやろうという思いもあった。車のキー・ホルダー等を持参し、乱闘になれば、これで眉間をちか割り流血させてみようかと考えたこともあり、恐れなどは当時一切ない。これは、学校が暴力学生？・S Yを庇（かば）ったこと若しくは学外者か否かの調査をしなかったことから起こったものである。それ以前には、相手

を血だるまにするなどは考えたこともない。

こうして精神は授業中よりも登下校時に格闘技の選手の如く張りつめていた。夜に、暗闇の中で我が家の作業場にある鍬を踏み、その柄が当たってくるのを、柄が見えないのに両手でクロスをして防げたのはこの頃であった。そのくらいに、精神は常時張りつめていた。母親にも学校へ行く前に、毎回「絶対に私の方から先に手は出さない。しかし、前回と同じことをされたら同じことをして返さねば授業は不可能である。体当たりには体当たりで。殴ってくれば同様に。学校が対処を全くしない以上、そうしない限り授業は不可能であるし、また私自身の身も守れない」と言い、特に「私からは絶対に先に手は出さない」事を念押しし、不測の事態に備えながら登校していた。学校の不徹底な対応から、こうした超不安定な精神状態に余儀なく置かれた。同時に胸焼けがしても、身を守るため無理をしてでも腕立て伏せなどで体を鍛えることは欠かせなかった。

だが、学生問題にはこれで対応できても、労基法違反や職員の不法行為には勝てぬ。しかも、全学生にこの学生の件で問題提起と注意をし、学校を正すために何日もかけて「岡山短大の名誉を守るために」という文書を作成・印刷・配付し等々で何日も潰される。ほぼ毎日朝から晩まで、仕事を学校でも家でもこれだけ強要され、賃金換算は授業時間のみ。しかも安価で。賃金を見る度に疲労は倍増した。桁が幾つも違っているではないか、と。

右記SYは、後日調べると、二年前の九五年度学生であり、私も担当していた。もしそうならば、SYの名を騙った学外者か、私が担当したことのないクラスの学生としか考えられない。週一回しか会わぬ学生の顔は大半覚えていない。しかし最初に前置きした通りである。私の後ろ姿が効いている。しかも、突然豹変した九五年度学生には、学生SYの如き言葉遣いや無法を働く者は一人もいなかった。教育の一つの法則に反し、シナリオに無理がありすぎた。事実上、これだけしてあの賃金のみである。

(二〇一〇年九月追記)。

第五編に記すように、このSYは外部の人間というよりも、教員志望か若手教員のような気がしてならない。少なくとも、SYがこういう態度をとると、浜田先生ならばどうするか、と、事務室付近の部屋で外部の教員らしき人達が見学をしていたのは間違いないように思われる。私を研究材料にしたというよりも、こうした労働契約を結んでいないため強制労働に該当する。同時に、このSYの件で学生全体への警告プリントなどを家で書かされたため、その代価・労賃が支払われていない。私の勘ぐりかどうか、2010年か2011年には厚生労働省及び雇用能力開発機構に直に問い合わせる予定でいる。可能ならば文書のみならず口頭でも。

なお、文中のYK氏はYY氏、MKはMK課長、A氏はAS先生、F氏はFJ氏、SYはFJ氏に言わせれば「SY」だそうである。

《◇—4：岡短無料強制労働疑惑》(斜め字は『同上書』から引用)

……実際に学生を入れ替え話題提供を図った疑惑である。即ち、九四年度は駿台型学生を集めて、意識を回復した私の「求め続けて」に火をつける。次に色々なタイプの学生、否、生徒をいれて、私を金八にみたてて、私がどう裁決し、どう行動するかを全国の教職員に見させる。これがこの期の本質となる。もし、第五編第二幕に記したことが事実ならば、学生SYや学生Rは学生ではなく、若手教員か教員志望の大学生・大学院生の可能性が高くなる。前者ならば、おそらく自分が生徒から受けた被害と同じことを私にして、私ならばどう裁くかの実験をした疑惑が大である。少なくとも、この事件以外でも、様々な実験を私にして私がどう処理するかを、外部の教員が岡短に来て観察していた雰囲気は九五年か九六年頃以降しばしば感じていた。

(そのおかげで、著述業家でもある私は、原稿を何十本書き損なったか分らない。被害甚大という物ではない。確か、二〇一〇年七月一三日の『徹子の部屋』の追悼番組の中で、井上ひさしが言っていた。彼の方が原稿を書くのをキャンセルした場合の違約金は、1本につき五千万円だそうである。その逆の場合はそれ以上となるであろう。)

ただし、腕力も回復した私では学生が危ない。そこで九五年三月に、九二年同様の労基法違反をして、私の脳を狙い一発で恰(あたか)も脳震盪を起こさす。同時に職員と私の連携を遮断する。そして九五年度学生を八八年若しくは八九年型学生にするために、半分は真面目で半分はチャランポランに近いどこかの高校生を放り込む。私の脳が弱体化するまでの間(前期)は大人しくさせておく。

脳震盪が効いてきた後期になり一変させる。しかも、和気藹々（わきあいあい）と仲良く双方紳士的に一定期間接した後で、急変されれば誰でも戸惑う。

九六年度は管理徹底型教育、まさに家畜の調教型で躰（しつけ）られている生徒の集団を放り込む。九七年度は、私が担当している四クラスに、全部バラバラなタイプの学校の生徒を高校か中学校と提携して入れる。（私は同意していない。）そして、現在の中学校や高校に不満を持っている生徒などが、私を金八にみたてて、こういう態度をとると浜田先生ならばどう対応し、自分の学校の教師とどう違うか、という実験を事務員と連携して行った疑惑である。これでは、私は①授業準備でも同じ教科で四回リピートですむ所が、四クラス別々の教え方をせねばならず、教材研究時間が四倍となる。②学生がおかしなことをしたことへの私の裁定・注意文書作成や配付作業等で費やす労力は更に増大する。③その上で、労基法違反も続発し、事実上それらへの対応を強要される。こうして、①～③を合計すると同一賃金で労働時間は十倍以上に強化された。賃金の十分一以下への事実上の切下げである。しかも、こんな馬鹿な状況下で、事実上一日十数時間かつ年に三六〇日もこの岡短に取られていた。

「今日の学校で生じる諸問題をどのように処理したら良いか」を研究するため、どこかの教育機関が学生を誘導して授業中に諸実験をした疑惑がある。確率は状況証拠上かなり高く、主観では間違いないと考えている。今回は多数強要された疑惑実験の中からファッション問題を取り上げる。

学生が授業中に帽子をかぶったらどうすべきか。この実験を何度もして、私の裁定を仰いできた。私のような社会科学者には二重の意味で難問である。

一つは、帽子はファッションであり、しかも境界線がないグラデーションという問題がある。後者について具体例で言えば、A君は授業中に帽子をかぶってくる。別の日にはB君はタオルを頭にほおかぶりの如く形で巻いてくる。更に別の日には、C君がタオルで単に頭のみを覆ってくる。D君はタオルを鉢巻き型でくる（予備校の必勝と記した鉢巻きと類似な形で）。テニスのヘアバンド（headband）類似物とか女性が大型串を頭に刺して来た年もあったような気もする。これがグラデーションと言った問題である。

通常の教師にとっての難問レベルの裁定を求めてきた。しかも、九五年には女性が胸にパットを入れてくる。また年度は忘れたが女学生がスケスケに近い服装でくる。さて、帽子は駄目であるが帽子と同様であるがタオルを巻いたのは良いのか。それが駄目でも鉢巻きは良いか。鉢巻きも駄目とする場合の理由は学生の気が散るとなるが、その場合には女性のパットはよいのか。それも駄目といっても、裸にする訳にもいかず、チェックの仕様がでない。

第二の問題は、社会科学専門家の私にすれば、通常の教師以上の難問があった。私はベーコンの言うイドラ問題への警戒もする。

例えば、海外の人間が、日本の小学校・中学校・高等学校などの起立・礼を見ると軍隊みたいで驚いたという話をよく聞く。即ち、常識ではなく、その逆で日本軍国主義の名残を常識と勘違いしている。学生服については記すまでもない。勿論、中学校時の男性丸刈りは昔は常識であったが、今はなくなりつつある。

また、私が小学校の頃は、朝礼は外で行い、校長が演説をするときは原則として脱帽、少なくとも女子生徒は帽子をかぶっていなかった。そこで朝礼中に生徒が倒れることは日常茶飯事であった。だが演説は続く。倒れた生徒は他の教師が木陰に運んでいった。今ならば熱中症問題で大問題である。だが当時は、校長が屋外で話をしている間は、女生徒は帽子をかぶらないし、男子生徒も一部着帽の許可がでたときもあるが通常は脱帽である。これが当時の常識であり、エチケットであった。

特に帽子問題は、偏見か常識かを見極めるには、歴史・世界との比較・理論分析が必要となる。調べてみると、皇室などでは室内でも女性は帽子着用が礼儀とされている（今は多少例外もあるが）。また日本の歴史の中でも、重要な会議時には男性は帽子着用が儀礼となった時期の方が長い。欧州では、室内では男性は脱帽、女性はどちらでもよい、と現在でもなっている。イスラムでは、女性は帽子ではないがヒジャブ（Hijab）着用となっている。帽子問題は、更に、若禿（はげ）問題もある。要するに、こうした学校機関が抱えている難問の押しつけを——特に九七年度には——毎回やられ、授業準備以外にその回答を検討し、裁判官の如く決定する作業を無料で強要された。

帽子以外でも、イヤリング、男性の耳へのピアス、茶髪、先の女性のパット若しくは胸を膨らませる何かを胸に入れてくる（九五年度）、スケスケに近い服、……の実験をやられた。ファッションの裁定は単純なようであるが、実は難問なのである。私が高校の頃に、大阪大学の外国人講師がジーパンで来た学生に作業服で入室をするのは問題であると、退室を命令したことがあり、物議を醸したくらいである。その難問を全部私に押しつけてきた。

そこで、やむなく「①そうしたことは学則に従い、②それでも不明ならば自分ら（自治会）で決めよ。私自身は授業に支障が来ればそのときに言明するし、支障がなければ、①と②に違反していない場合には、

私の授業に限定して当面帽子着用は許可する」と明言し、許可を与えざるを得なかった。先のグラデーション型帽子部分を読めば線引きが難しいことは分かるであろう。同時に、私は英語の授業をしに来ているのであり、裁判官ではない。これらは**完璧な貢ぎ労働**（家で各種資料を無料で調べ裁定し、更に帽子と帽子類似物の区別への検討等々と多大な時間を奪われた）であり、アレルギー症状を起こし、私に裁定を検討させられるのは腹が立って仕方なかった。

今、参考までに、**社会科学者としてこの問題に回答すれば、以下しか方法はない。要するにみんなで決めるである。具体的には、教職員会議で協議・決定し、自治会でも協議・決定し、両方の意見が一致すれば問題はない。不一致の場合には再度持ち帰り、両方で再協議後再度の調整をする。それでも不一致の場合にはA事項群は教職員会議に優先権が、B事項関係群には自治会に優先権が、C事項群は学校長が決定する、等の取決めをつくり学校全体で決めるべき事項である。憲法・法律に違反していない限り、これが唯一の回答である。**

また、ファッション問題以外でも、出席を取った後何分後に来たら遅刻か、あるいは出席を取った後何分後に寝たら問題視されるか（出席をとり二分後、五分後、……三〇分後などの実験）、授業中にトイレに行きたくなった場合にはどうなるか（何度まで許されるか）……膨大な実験をし、私を裁判官にみたと学生を利用し、それらへの裁定を強要された。

この仮説が事実ならば、学生Rや学生S Yの行ったことは、以下述べる如く、学生・生徒がこういう態度をとったならば浜田先生ならばどう処理するかという実験としか分析できない。状況証拠上は、学生RやS Y事件は今考えても、こうした授業外での裁定を書かす強制・無料・貢ぎ労働としか分析できない。何故、学生が私の記した裁定文書を奪うように取りに来て、そして必死に読んだのか。号外以上に反響があったのは何故であろうか。

MK課長も同様の実験をやった疑いが高い。即ち、授業用テキストなどを教師が製本業者（あるいは印刷屋）経由で作った場合に、印税か、原稿料か、無料か、……そして原稿料ならば幾らが相場か等々の実験も兼ねてテキストを作成させた疑惑もある。MK課長の件は考えすぎかもしれないが、学生Rの件等は、私の行動様式を他の教師が参考にするために、R（学生R）とS Yに依頼しやらせたと思えない。S Yに至っては事務室では猿芝居の如く対応をしていた。故意に、大根役者の台詞型と話し方でF J氏などと会話をしていた。勿論、S Yの撮影を禁止したY K（Y Y）さんの言動も歌舞伎役者じみてもいた。再度S Y事件を別角度から記す。

即ち、私にはS Yが——特に岡短辞職後からは——教育関係者に見えて仕方ないことについてである。これについて、思い切った仮説を以下『閉じた窓にも日は昇る』（第五編幻想か事実か）より引用する。

……九七年無法学生Rと体当たり学生S Yは、実は、学生ではなく教師であった。

……。

第三編で、登場した体当たり学生S Yは何者か。これも映画説では全く信じられない人物となる。私の仮説では、体当たり学生S Yは、実は学生ではなく、教師だったとなる。即ち、現場で学生に手を焼いていた教師が、私（浜田先生）ならば、そうした学生をどう裁くかを、私から学ぶために敢えてやった芝居だと分析している。若しくは、教師でないとすれば、教師志望の大学生か大学院生である。

その根拠は、私と学生S Yが言い合っているのを、第三編に記した如く、事務室の奥の会議室に類似した部屋で、何人もの人（当時ですら多分教師と想像した人達）が見学していた気配があったからである。まるで、学生への対応の仕方を研究するための教員の研修会の如く雰囲気が九五年から九七年には終始あった。このS Y事件のときはまさにその典型であった。そうした実験は随所に見られた。授業中に帽子をかぶったらどうなるか、どうしたらよいか。こうした実験が、特に九七年は集中した。これが映画説から見た回答である。特に、S Y事件やR事件に関する、浜田見解のプリントを配付すると、奪うように学生がそのプリントを取ったのだから。

なお、この前後に当時中学校校長をしていたI Tさんが、私に、「兵庫県で面白い仕事があるぞ。現場の中学校などにただ出向き、各教師の授業などを見学しコメントするだけで良い」という話を雑談風にすることがある。即ち、学生ではなく教師を教える、若しくは指導する仕事を、と。よって、この仮説にたてば、現場の中学生・高校性を岡短に山ほどいれると同時に、その学校に関係した教師を何人か岡短に放り込んだとなる。そして、私に突っかかってきた学生R、S Yは、実は逆で、現場で生徒に手を焼いている教師の方であったとなる。自分が生徒にやられたのと同様なことを私にし、私ならどう対応するかを肌で学び教育上の参考にするためであった、と、辞職一～二年目から疑っている。

一九八八年に東京法律事務所に相談に行ったときに、弁護士の神田君がふと漏らした話である。「浜田さんさ～、最近では（教員志望の）大学院生でも、教師に体当たりする人がいるんだって」、と。

だが私がその種の仕事は、正当な労働契約の下で私が大学の教育学部などに籍を置き、正当な賃金などの報酬を前提として、学生（若しくは若い教師）に正々堂々とするものである。依って、数年前から、筋を通させるため、幾つかの大学の教育学部教授・准教授の公募に応募している。卑怯な手でやられると、こちらは永久に金が入らない。

岡短学生の代わりに、他大学の学生や（例えば現役）生徒を私に無断で入れ替える等も、当然契約違反をしたことになる。労働強化などによる、私への被害として、「機構」は私に償いをしなければならない。

もし、私の仮説（私を実験材料にした強制・貢ぎ労働）ならば、強制労働という刑事事件であり、刑事告発と、民事ではこの労働に関して家で拘束された時間に対する報酬に利子をつけての支払を求める。同時に慰謝料も。

《◇—5：岡短辞職に至る経過》

当時の学生の言動及び態度が事務所では（コロット）一転したことなどから、通常の間人はあれでは信用できない。学内で出会えば再度襲ってくる危険性があり、常時身構えたため、心労が重なる。

更に、学外者の可能性が捨てきれず、例の暴力学生とその仲間がいれば、学校への道中でどこからその集団が襲ってくるか分からず、身を守るように常時身構え・神経を高ぶらさざるを得ず、疲労度は大変なものであった。私の方からは決して手を先にださないと母に宣言しつつも、身を守る必要性から道中全て乱闘覚悟での登校を常時余儀なくされる。

また暴力という意味でなく体を張って無法学生の無法を阻止せぬ以上、他の学生が真似をし出す危険性があり、そうした状況下で上記の決意で常時登校し疲労困憊となる。

母親にも毎回学校へ行く前に、「絶対に私の方からは手は出さない。しかし、前回と同じことをされたら同じことをして返さねば、授業は不可能である。体当たりには体当たりで、殴ってくれば同様に。学校が対処を全くしない以上、そうしない限り、授業は不可能であるし、また私自身の身も守れない」と言い、特に「私からは絶対に手を先に出不さない」事を念押しした上で、不測の事態に備えながら登校していた。学校の不徹底な対応からこうした超不安な精神状態に余儀なく置かれた。そして後に、1988年夏頃からの病氣分析の中から当時は精神的（精神関連の病氣の）面からも非常に危険な状態にあったことが判明した。

この事件のみでも病狀が悪化してもおかしくないが、95年の労基法違反から再発した病氣が、97年の連続労基法違反や不法行為から悪化しつつあり、この事件が更に駄目押しとなったと思われる。

これにより頭の痺れの多発、精神の乱れ、自己意思急転現象が起り始める。あるいは次のような妄想も起り始める。岡短を本年辞めるように、運命が定まっていると寝ている間に催眠にかけられた如く自己意思が変更させられたことである（下記【参考—19】参照）。また、98年1月には胸焼け・不快感も生じてくる。

ただし、この時点ではまだ本気で辞職するのかどうかは自分自身でも分からず、万一辞職するとしても、当然97年度の授業がすべて終了し、単位認定をすませてからの予定であった。ただ、上記の如くセルフ・コントロールが不可能であり、どうなるかは私自身ですら見当がつかない状態にあった。

明白に言えることは、98年1月途中で辞職伺いをたてたのは、迷った後で主治医A〇先生のアドバイスにより決定したものである。同時に、冬休み中に大部調子が良くなりつつあったが、岡短の授業再開の数日前から再度頭の痺れのみか、不快感・胸焼けが多発しており、また仕事が一切手につかず、私自身も限界と考えていたこともある。ただし、学期途中の辞職は、医者のアドバイスなどが無い限り、相当迷うものであり、休みながらも何とかこなせないかとも考えてもいた。その証拠に岡短に提出した引継文書（約20時間かける）を見れば、いかに後のことを気にしていたか分かるはずである。

尚、現時点で医者のアドバイスは病狀上極めて適切であった。とその後の病狀の流れより考えて非常に感謝している。一つ重要なことは、医者にはこのとき、（精神を病んでいるとは当時は私自身も気づいていなかったため）当時の妄想類は一切話さず、頭の痺れは一部話したかもしれないが、胸焼けと不快感と岡短のストレスを中心に話をし、そのみで主治医から辞職のアドバイス、具体的には「薬を山ほど積ん

でもそうした症状（ストレスからくる胸焼け・不快感）は三日も押さえられない、辞められるものなら辞めた方がよい」に従い辞職したものである（ただし自律神経失調の問題は医者も承知ではあった）。

（躁鬱的なものも含む）精神の病や妄想類は、1998年8月末より病気の分析を開始してから、私自身も精神面の大きな病気を患っていたことに初めて気づいたものである。医者のカウンセリングを下に、この十年余りの病気の本质分析をしている途中で判明した。そしてそれらは岡短にすべて関連しており、しかも学校責任と大きな関連があるものであった。そして今、この精神面の問題を考えると学期末まで継続して出講していたら、どうなったかと考えると恐ろしい次第である。精神の件を抜きにしても、医者のアドバイスは極めて適切であった、と今は考えている。以下、自己意思急変現象などに関する資料を掲載する。

【参考—19：1997年11月24日付の覚書より】〈 〉内は今回分かり易くするために補った箇所。

「岡短を辞めるというシナリオあり。抵抗不可能と判断。1997年11月21日を例にとる。授業に結構のり、本日良い授業とはほど遠いも……が、現況の中ですべきことはし、そして、この日〈は〉特に気にするほどのことはないと思いつつ気持ちよく家に帰る。そして、連休前に気持ちよく家に帰れ、連休を気持ちよく過ごせると喜ぶ。

が、寝るや、朝1時頃目覚めさせられ、11/21に学校で学生が反抗していたとか、その他無理矢理〈に〉学校のことを気にさせられ、覚書を記させられる。もう学校へ行くのは大変等々……。

再度概略を記す。授業は現況でなすべきことをなす。何も特に〈学生の件他で〉あったと思えず→気持ちよく家に帰る→さあ明日より気持ちよく仕事をやる→寝る→〈1時頃目覚め〉11月21日は学校で学生が逆らい大変であったと思わされる。……要するに、今すぐ辞める理由も、学生について〈授業に関しては授業前の基礎トレーニング誇示の影響もあり〉さほど悩んでもおらず、困ってはいない。しかし、何もなくても催眠で困ったと思わされたり、もう辞めることになっているという〈暗示を〉しきりに受ける。よって、もはや自分の意志はなく、……〈時期は自分でも分からないが〉岡短は辞めることとなる。催眠故仕方なし。……」

〔以下 99 年解説〕但し、金銭的にも、ケジメからも、日常点の関係からも3月一杯は行きたいのは当然である。例のSY学生が偽物ならば乱闘となるかもしれないが、それは覚悟するが新聞沙汰になる程度にやり合えば何かにはなると考え、それほど苦痛ではない。ただ精神は授業中より登下校時に格闘技の選手と同じく張りつめていた。こうした状況の中で上記の状態がひどくなり、1998年に主治医よりドクターストップとなる。しかし、3月の成績認定までレポートか何かで責任を持ちたいし、金も欲しいしということ、それも記して学校に辞職願の相談文書を送付する。

尚、回答は「即辞めてよい」ということであるが、学校原因の病気と記したにも拘わらず医療費は出ず、3月に従来使用していた視聴覚教室の整理と掃除に行った際に明白に申請しても断られた。当然、私は3月までの賃金も欲しく2月一杯は辞めたくなかった。ケジメのみならず金銭面でも3月までは辞めたくなかった。それ以降はこちらの意思に拘わらず、まず解雇されるとは97年5月の課長の言動より察していた。しかし、せめて1、2月の賃金は安いとはいえ、既に授業準備は大半終了しており、途中辞めはしたいはずがない。なおSY学生についてはどうしても偽物としかと思えず、よって次のようにも今考えると思っていたようである。

当時は、部外者への乱闘については、私が大吐血したこともあり、他人がどの程度大流血に耐えられるのかその性根と甲斐性を一度見てやろうという思いもあり、車のキー・ホルダー等を持参しており乱闘になればこれで眉間をかり割り流血させてみようかと考えたこともあり、恐れなどは当時一切ない。しかし、精神は張りつめ、真つ暗な深夜でも我が家の付近で桑を踏みその枝が当たってくるのを枝が見えないのに両手でクロスして防げたのはこの頃であったように思う。そのくらいに精神は常時張りつめていた。こうした中で上記症状によるドクターストップである。尚、これは明白に1997年11月の暴力学生を事務員がかばったことから起こった。それまでは、具体的手段で相手を血だるまにするなどは考えたこともない。勿論、1996年以前には、岡短以外のどの職場でもそうしたことを思ったことすらない。何よりも、11月の暴力学生とそれを擁護した学校の件を契機に上記症状が授業の度に続くのでは参ってしまう。研究者は受験生のような心境であり、時間は貴重である。学校で問題もなく授業をして帰ってから寝るや「大変なことが学校であり……」と思わされたり、そして覚書やその他の不必要かつ無意味な文章書き抑制不可能現象で膨大な時間を奪われたり、同時に頭も機能しないのではどうしようもない。しかも、全く問題なく、何も無かった日に大変なことがあったと寝るや思い出させられると手の打ちようがない。これが11月から新たに加わった症状である。主治医のドクターストップを無視し、あのまま3月まで勤務していたら、精神はどうなったであろうか。あるいは、万一課長の気が変わり私を解雇せず、何かの拍子にあのまま岡短に居続けたら、精神は生きる屍と化していた可能性は今考えると極めて高いと思われる。

【上記における学校責任】

（1）この学生のみではなく、岡短学生全体の問題として大学当局が対処を放棄した責任。

部外者かどうかの厳密なチェックをしなかった問題。

もし、学外者ならば警察への引渡し義務もあった。

万一、私の言っていることに疑問があれば、私と学生の徹底した事情聴取を当日及び翌日などに行い、公の場で議論し、大学の維持及び学校機能の維持に不可欠な対処を迅速に行わなかった問題がある。

（２）97年無法学生は本当に学生であったのか。

九七年体当たり学生ＳＹとＲ事件で、私は彼らが学生ではなく、若手教師か教師志望の他の大学生に思えて仕方なかったときがある。即ち、現場で学生に手を焼いていた教師が、私（浜田先生）ならば、そうした学生をどう裁くかを、私から学ぶために敢えてやった芝居のようにしか思えない。教師でないとするれば、教師志望の大学生か大学院生である。推測の根拠は、第四節◇―３などを参照。

学校責任としては、ＦＪ氏から「ＳＹ」と教えられた学生が本当にＳＹなのか、その名前をかたった偽物なのかの調査をしなかった岡短にある。そのための心労であった。更に、私の推測が違っていても、98年や後に送付した文書（「恐るべき労基法違反・2004年版」）などで調査要求とその回答を求めているにもかかわらず岡短に責任がある。

（３）上記（２）についての調査を「機構」・厚生労働省などの政府に要請し、その結果を必ずや聞く予定でいる。

もし、この仮説が当たっていたならば、私への強制労働・契約外労働・詐欺行為となり、刑事犯罪となる。なお、97年度の「ＳＹ」の名を語った人間問題のみではなく、MK課長問題、学生Ｒ問題……追い打ちの労基法違反等々があり、「ＳＹ」のみを私の辞職の生贄にすることは、蜥蜴（とかげ）の尻尾切り以上の問題があり、事実でもない。

（４）岡短辞職伺い提出時の学校対応問題。

全体として辞職問題については以下述べる如く岡短責任が存在している。辞職に当たっての岡短対応責任問題を以下箇条書で記す。

1) 1998年1月12日に学校長と会談が実現しており、そのときの内容次第では辞職願を提出しなかったこともあり得た。学校側が、「では、しばらく休養を専任待遇で与え、その後は約束通りに専任にする。違反した場合は違約金を支払う」などの条件提示をしていれば、辞職願は提出していなかった可能性が高い。ただし、98年1月13日の医師のアドバイス以降は、岡短側からの条件提示があったとしても、健康問題を考慮すると残留する上での敷居は高くなってはいた。要するに、学校長との会談が不可欠である。もし会談の意味がないならば、学校長の存在は無用であり、税金・雇用保険料の無駄遣いとなる。

2) 正式には「辞職願」を送付することだけはＡＯ医師のアドバイスにより決定した。だが、私の辞職の決定は私やＡＯ医師がしたのではなく、まして相談していた恩師がしたのではなく、岡短が行ったことである。しかも、労基法違反及び私の健康状態の相談を含む最高責任者（学校長）との会談を最後まで拒否されたという問題もある。

3) 最高責任者との会談約束を裏切られた後ですら、主治医のアドバイスがあった後ですら、そして遺恨のあるMK課長が窓口に着座してすら「とんずら」どころか「辞職通告」すらも送付していない。悪まで「辞職願」として文書は送付している。

更に辞職願の理由の体調悪化の原因として岡短の大問題、即ち、労基法違反被害問題と学生無法問題を記述していた。前者は具体的な一例としてＹＫ課長による労基法違反が原因で吐血への道との因果関係が相当強いことの指摘である。後者については体当たり学生問題に関する資料（「岡山短大の名誉を守るために」→今回の文書の附属資料編資料―４に収録）も同封して送付していた。岡短因果の病気による辞職願を明白に記述していた。更に岡短に専任を前提で招聘されてきた経緯も記述して送付している。

こうした文書である以上、MK課長、学校長、副校長などが即座に雇用促進事業団本部と（短大因果の病気での辞職伺いのため、私の当面の医療費問題を含めて）どのような相談をして、私の辞職願への返答したのかをいずれ聞きたい。まさか雇用促進事業団本部と無連絡ではあるまい。もしそうならば職務怠慢どころか人権侵害であり、これ自体も大問題である。

4) 私が辞職願提出を決意していても、岡短側の最高責任者（学校長）が雇用促進事業団本部に連絡をとり、下記のような正当な対応がなされていたならば当時ならば辞職していなかったかもしれない。

「①もう数年後に岡短が４年制に移行するため、その時点で専任に今度は間違いなくするし、違反した場合には違約金を支払う趣旨の契約書を作成する。

②MK課長問題については（厳密に調査の上）問題が多いならば、非常勤講師担当窓口をNK氏などにすることにより、MK課長問題はクリアさせる。

③岡短が原因（特に過失や違法行為が原因）で精神及び肉体が相当疲弊されているならば、数年間（専任待遇の）有給扱いで処理する。

④労基法違反は今後絶対にさせない。

⑤教員の単位認定権は公平・公正である限り保障する。同時に学生の乱れには学校全体で今後は対処してゆく。この五条件で岡短に留まってほしい」などの引き留めがあればどうなったか不明である。

（もっとも②④⑤のみの保障確約のみで、今まで通りの非常勤待遇では健康上からも論外である。）

最高責任者と会談せねば、辞職願を出すつもりでも、渡すことになるかどうかは分からないことは常識事項である。病気でも同様である。私の父も病気で教員を退職したが、即辞職とならずに、校長の計らい

か何かで三年間の休職の後での辞職という形となった。病気や怪我也含めて、会談により結論が変わることなどはプロ野球の選手などはざらにある。予備校講師でも同様であった。辞職問題については最高責任者との会談が必ずいる。まして専任条件で招聘されたため尚更であった。

尤（もっと）も 98 年辞職するや否や、突如マインドコントロールから醒（さ）めた形となり、復職などする気は私の側からもう全くない。私の労働力商品は岡短の専任待遇であってさえも、そんなに安くはない。

《◇—6：学校無法化の進展》

私は学生への対抗上、97 年度後期より授業の前に腕立て伏せを始めとする基礎運動を開始した。

目的は何か。私は学生に対しても非常に丁寧に対応し、言葉も常に「〇〇君」「〇〇さん」と、「君」「さん」付けで呼ぶ。顔も従来は優しい顔をしていた。すると学生が動物の如くつけあがりだした。しかし、私の腕力は随所に記した如く極端に強い部類に入る。そこで、突っかかってきたら、乱闘となり一大事となる。もし、可能なら私の上半身を裸で見せておくだけでも〔巻末附属資料・資料―1 の 99 年の病氣回復しつつある 46 歳後半の写真参照。全盛期はあんなものではない〕、学生は大人しくなり、私が丁寧言葉で話しても逆に一目をおき、私の Kindness が授業の秩序となる。

本来は、教師の腕力でなく、教師の Gentleness and kindness（「思いやりと優しさ」）により、同時に学生の理性と真摯な学問への意欲から、大学の秩序は維持され・更に発展するのがアカデズムの世界である。尤（もっと）も、高等教育機関における教師の本当の優しさとは学問を徹底して追究させる厳しさを含むことは言うまでもない。

とにかく、丁寧に親切にすればつけあがり、上から接すると大人しくなるという、一番人間として失格な動物的行動をとる学生を、この岡短が作ってしまった。この岡短では英語が必須のときには教師の単位認定権剥奪で、選択のときには学生を好き勝手にさせると同時に学生擁護の過保護となり、こうした動物的行為にお墨付きを与えていた。まとめれば以下の如くとなる。

1：教科が必須科目時における岡短の学校崩壊の論理

このケースの場合には、学生は当然教師の顔色を見る。より正確には、卒業して得られる利益と卒業に必要な要件を満たすための苦勞とを天秤に掛けて行動を選択する。しかし、学校・事務員が（単位認定権への非常識な介入の如く）完全に教師を押さえつけたときには、学生は教師より、学校・事務員の顔を見る。学校が、ここまで事なかれ主義で自分らの後押しをしていることに（単位を出さねば学校が教師に文句を言うことに）感づき、この程度の授業妨害程度では学校が庇（かば）ってくれるとなると、学生は平気で無法及び無茶な行動をし出す。これが 1989 年である。

2：英語が選択科目時における岡短の学校崩壊の論理

岡短が（92 年以降の）英語等の如く少人数 20 人前後の授業で、学生が無法に当たる行為をすれば、学校が大騒ぎをすると考えれば、学生は無法行為や授業妨害は決してしない。自動車教習所ですらそうである。通常の大学では、学生は教習所以上に 20 人そこの授業では教師に失礼に当たるため、同時に学びに来ているため無法行為などはできない。しかし、学校が無法をしても OK を出したら、学生は学校の許可（暗黙・事実上の公認）の範囲をメドに無法を平気で行う。

教師に赤子の如く、無礼な言葉で無理難題をふっかけ、おまけに教師に体当たりすれば、警察に突き出されるか、除籍か退学となる。同時に周りから全員で怒鳴り回される。尤（もっと）も大学等では、通常は 20 人前後の少人数語学授業などではこうした問題の前例は存在しない。岡短学生が、そうした非常識・破廉恥な行為を岡短で行っていても、彼らが並行して自動車教習所に行っているときには、教習所ではそうしたことは絶対にしない。大変な目にあうからである。教科の講師の腕力がどの程度かを見極め、無法を行うかどうかを判断する前に、教習所（学校）の顔を見ているのである。選択科目の場合には、まず学校の権力があり、その次に教師の権力があることであり、権威でなく権力があることである。

そして、1995 年度は（「は」 というよりも「も」）学校が事実上、それらを全て認可した。1995 年に事務所のすぐ前で、事務員の目前で単車をバリバリもの凄い音を鳴らそうと、事務員は見て見ぬふりをする。そして、行き着く果てが、既に記した校内で学生もしばしば出入りする（本館）出入口直前を暴走し、人ができればまず即死という殺人未遂行動をする問題学生がでてくる始末である。尚、ここはしばしば人が出入りしている所であり、駆け足で出れば即死であった。（2 メートルから数メートルくらいの所にいる）

事務員はやはり見て見ぬ振りである。私が見かねて事務員（F J氏）に伝えたが、本格的処置はなされていない。学生を調査し毅然たる除籍その他の行為は行っていない。停学も行っていない。注意すら本格的に行っていない可能性もある。私が見かねて1年生の担当クラスに注意をする結果となる。1年生の残りのクラスと2年生には友人の非常勤講師を通じて注意を依頼した。学内で職員のまさに眼前で、道交法に違反する危険行為をしようと、社会通念に違反する迷惑行為をしようとも、（事実上）罰則も受けず、何も言われないならば、選択の授業で何をしても良いということを認められたこととなる。

無法は、一定の秩序を維持しようと努力するから存在するのであり、秩序も一切無用、授業も適当にと考えれば無法は存在しない。何故ならば、無法を行う学生は授業中は外で遊んでいるからである。問題は、教師にも、学校にも、無法学生にも一切起こらずに平和な世界かもしれない。それができない性格の教師は大変である。自分の子供くらいの学生が、18歳～20歳であるにも拘わらず、他の講師や事務員が黙認しているのに「お前は生意気だ」と錯覚をしてしまう。昔の師範学校ならもう19歳、20歳ならば学校を卒業して教師の立場に立っている年代である。

そこで、私のとるべき残された手段は腕力の合法的誇示（腕立て伏せや腹筋やブリッジ……）を見せるのである。因（ちな）みに昔の如く片手で腕立伏せ数十回するのを見せれば、そのみでも学生は大人しくなり、教師の私が逆に丁寧に優しく接することが可能となる。これが、私が当時まだ心身症と知らず十二指腸潰瘍悪化の危険を冒してまで、授業開始前に基礎運動を学生の目の前でやった理由である。ただ、中途半端な基礎運動では効果がないため腕立て伏せなら50回×5回と250回くらいはこなしていた。これをしておけば私が丁寧に優しく言っても、学生は逆に私に一目をおくという狙いから行った。

これらを総合して言えば、病院長がバイトの医師が帰宅直前に重病患者を目の前におき、医師の良心を利用して、無料で貢ぎ強制労働をも強いていた疑惑もある。もし、年収1億円ならば誰とて頑張っているであろうが、生活保護の数分の一の年収でこれら全部（授業・教材研究・プリント印刷・試験問題作成・採点基準作成・採点・書類作成のみか、生活指導、学生などの行動を裁判官の如く裁定作業・無法学生の処理・学生全体への警告文と心構えを作成して印刷し、更に岡短職員の労基法違反対策・岡短職員のミスの後始末、膨大な学生・職員の教育上の諸実験への見解と学生のあるべき行動指針作成……）の処理を強制されれば精神は疲弊して当たり前である。こうした前置きをして、辞職前の私の手記を以下公表する。

【参考—20：資料A・1997年11月16日。日程表内の「この日のコメント」より引用】

{<>内、——の訂正線は2004年7月に補足及び訂正。他は誤字脱字含めて訂正せず。「一日天井見て……」とは合法的授業放棄を指す。万一98年度も岡短にいた場合には教師の魂を売り、これに徹すれば良いと考えていた。「運動集中日」とは3章四節等に記した授業開始前の徹底した、腕立て伏せなどの運動を指す。2016年版では人名は略号に置き換えた。また学校名も一部記号に変えた学校もある。又《>内も2016年修正箇所。}

①岡短→前日まで、他のまともな仕事あれば1秒でも早く辞めた方が新しい仕事準備のため、重要であるとする。が、他の仕事なければ、特に今すぐ岡短辞める理由もないという状態にあり。この10年間を振り返れば、岡短の件、こと学生に関すればトラブルというほどのものではなし。外で今までであった日常茶飯事《、故（ゆえ）に》に、岡短行くことは時間の無駄なれど今すぐ辞める必要もないと考える。神社で一日天井見て、小銭もらっているのと同じとも思う。それに最近運動集中日として利用しているため、急いで辞めるかどうかの結論を出す必要全くないと考えていた。

が、本日、姉がきてから、催眠による暗示で、「もはや岡短を辞めることは決定している」との示唆あり。「行くのが良いのか悪いのか、また筋を透（通）そうと通すまいと、いくら私が正義に基づく行動をしようと、過去の如く、〈映画説ならばその干渉者達が〉決定したものは何が何でもゴリ押ししたであろう。よって、無駄な抵抗はせずに辞めるべき」との完全に催眠による暗示あり。よって、私の意図や音思に罣（か）わらず岡短は辞めるということになりそうである。

②ではいつ辞めるのか。私には全く不明。ひょっとすると11月21日なのかとも思う。〈私の〉誕生日前ということからも。あるいは明日11月17日かもしれず。12月末かもしれず。更には、1998年<3月の97年度>後期試験終了時かもしれず。私には不明。が、すでに何月何日と日にちまできまっているようである。恐らく、相当早い時期と思われる。そうであれば、~~たつと~~後〈立つ鳥跡〉を濁さずという形で学生に一言を早めに述べておく。学校に対してもそうしたいも、お金でもらうべきでもらっていないものあり、それをどう処理するかという問題あり。最低60万円以上はもらわねば労基法上問題あり。が、もらえるあてや手段は思いつかず。これのみ解決すれば~~たつと~~鳥跡〈立つ鳥跡〉を濁さずで終止符をうてることになる。

③岡短の「SY」の件、確かに頭に來ているも、金曜に寝（ぐ）らかったり、覚（さ）書（き）〈を〉書かされた〈の〉は全て催眠。本日の声明文すら同様。これらは虫の良い、無料で原稿書き強制に他ならず。よって内容も今一つの内容である。名文は催眠などでは一般に書けぬということ。本来なら、ぐっすり寝て、仕事のみし、同時に体をならし、月曜に備えるのみの所である。

……

⑤岡短〈を〉振り返り、ポイントは学生の数倍学校に問題があったということである。

なお岡短辞職直後に、多くの親しい教師がいたMS学院高校（旧真備高等学校）から専任前提での招聘が、予備校経由でも、直に私の家にもあったことは既に記述した通りである。しかし、当時の体調から行ける状態ではなく、断ったのは当然である。行けるくらいならば、岡短に学期の途中で辞職伺いを出していない。

【2016年7月28日追記】

①政府・主要政党宛への送付は全て実名としていた。しかし、このPDF配布版では、岡短では副校長以上、駿台では部長以上に限定する。それ以外の人名は原則として略号に置き換えた。

②私の書物からの引用は、全て、旧ペーパー版用原稿からである。これらの原稿の一部は、現在、電子書籍で発売中である。なお、電子書籍にするに当たって誤字・脱字類は修正している。しかし、引用は電子書籍版ではなく、昔の原稿版からの引用である。

③電子書籍版の紹介は、私の「安らぎ文庫HP」の中で行っている。下記アドレスが該当する。

<http://h-takamasa.com/service.html>

④参考

公式HP → <http://takahama-chan.sakura.ne.jp/>

安らぎ文庫HP → <http://h-takamasa.com/>